

平成 28 年 9 月 7 日開催

平成 28 年度第 3 回環境審議会における検討資料

(案)

第三次

足立区環境基本計画

2017(平成 29)年度～2024(平成 36)年度

足立区環境保全行動指針

2017(平成 29)年度～2024(平成 36)年度

目次

計画編 第三次足立区環境基本計画 (1～63 ページ)

第Ⅰ章	第三次足立区環境基本計画の基本的事項	2
第Ⅱ章	第三次足立区環境基本計画の策定にあたって	5
第Ⅲ章	第三次足立区環境基本計画の体系	14
第Ⅳ章	各柱の施策と取組み	27
柱 1	地球温暖化・エネルギー対策	27
柱 2	循環型社会の構築	34
柱 3	安全安心で快適な暮らしの確保	41
柱 4	自然環境・生物多様性の保全	46
柱 5	学びと行動のしくみづくり	52
第Ⅴ章	第三次足立区環境基本計画の進行管理	60

行動編 足立区環境保全行動指針 (64～82 ページ)

柱 1	地球温暖化・エネルギー対策	65
柱 2	循環型社会の構築	72
柱 3	安全安心で快適な暮らしの確保	75
柱 4	自然環境・生物多様性の保全	77
柱 5	学びと行動のしくみづくり	80

巻末資料 (今後作成予定)

審議経過、用語解説など

本書は、足立区環境基本条例に基づき、作成するものです。

「計画編」(1 ページから 63 ページまで) は、同条例第 8 条に基づく足立区環境基本計画で、「行動編」(64 ページから 82 ページまで) は、同条例第 9 条の規定に基づく足立区環境保全行動指針です。

計 画 編

第Ⅰ章 第三次足立区環境基本計画の基本的事項

1. 計画の目的

第三次足立区環境基本計画は、区の施策を環境の視点から整理・体系化するとともに、区が策定する個別計画や事業等に対して、環境の保全に関する基本的方向を示す計画として策定します。

2. 計画の対象地域

第三次足立区環境基本計画で対象とする地域は、足立区全体とします。

3. 対象とする環境の範囲

第三次足立区環境基本計画で対象とする環境の範囲は、足立区環境基本条例第4条に示される範囲を基本とします。

足立区環境基本条例第4条（抜粋）

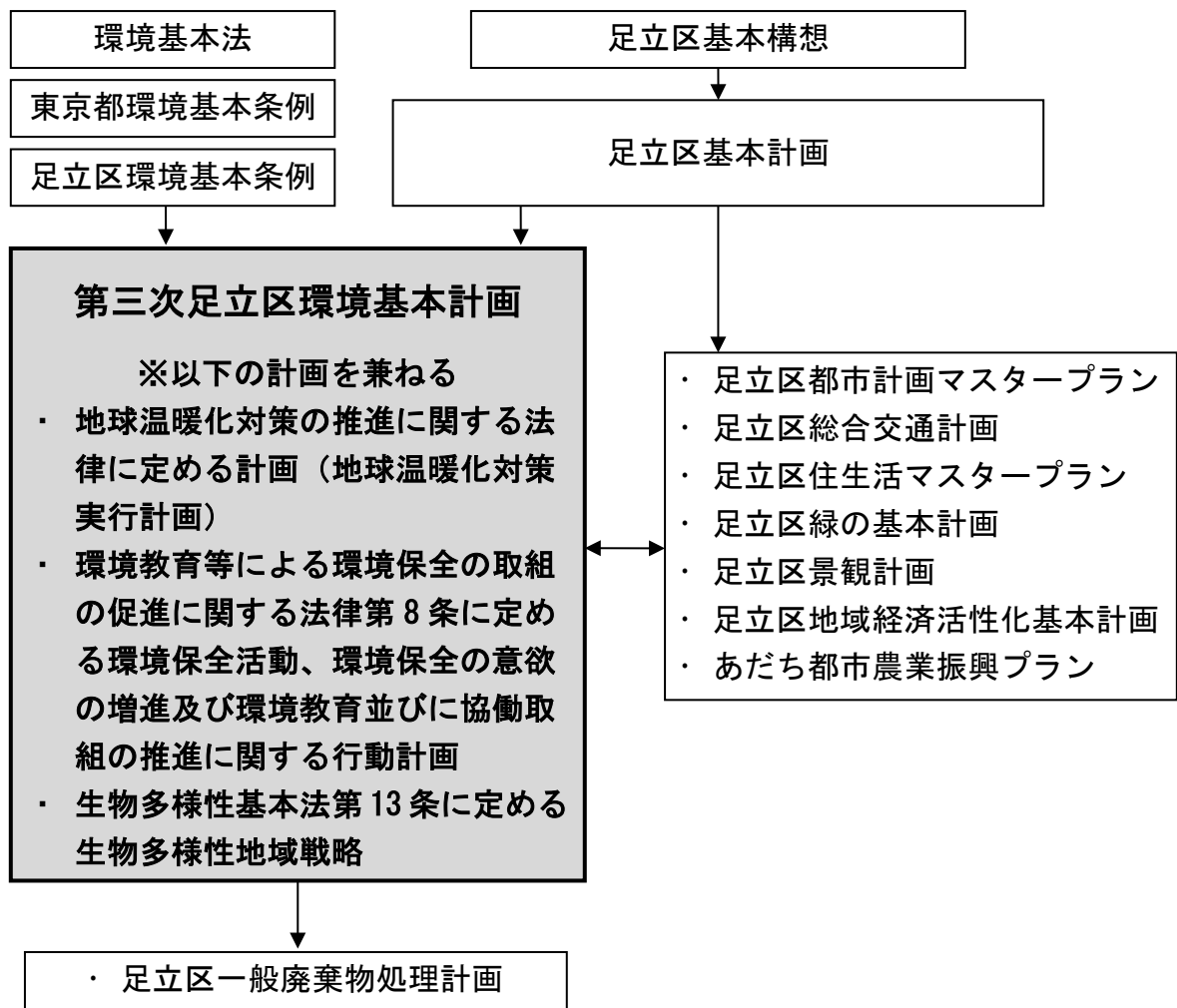
区は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項について、基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- (1) 公害の防止及び生活環境の保全
 - (2) 有害物質等による汚染等のない、安心して暮らせる都市環境の保全
 - (3) 水、緑、生き物等からなる自然環境の保全及び野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保
 - (4) 人と自然の豊かな触れ合いの確保
 - (5) 良好な景観の保全及び地域の環境特性を生かしたまちづくり
 - (6) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量
 - (7) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全
 - (8) 前各号に掲げるもののほか環境への負荷の低減に関する事項
- 2 区は、環境の保全について事業者及び区民と協働して推進する責務を有する。

4. 計画の期間

2017（平成29）年度から2024（平成37）年度までの8年間とします。

5. 足立区の環境関連の計画体系

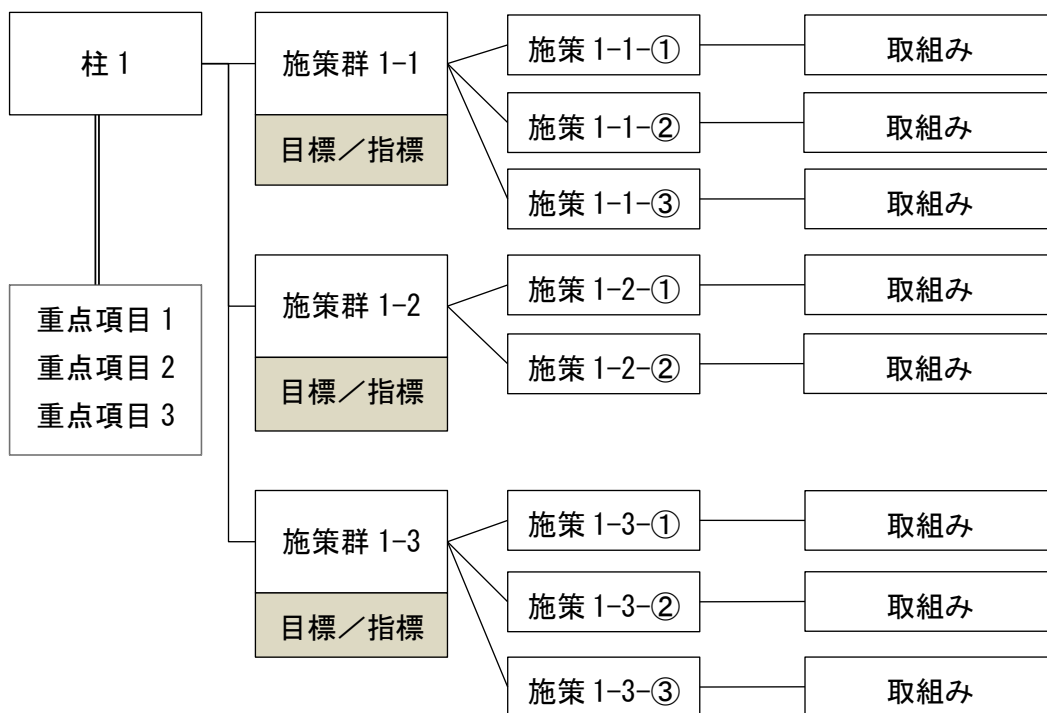


6. 第三次足立区環境基本計画の構成

第三次足立区環境基本計画では、分野別の5つの柱、その下の施策群、施策、取組みという4つの階層に分けて整理しています。施策群ごとに1つずつ目標を定め、目標の進捗状況は、指標の数値で示し、管理していきます。

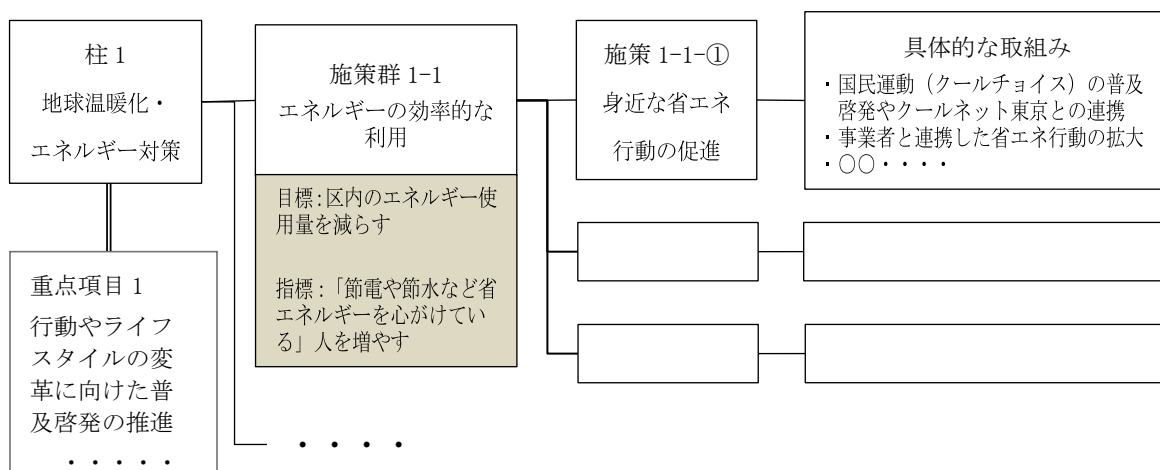
また、柱ごとに、重点項目を位置付け、優先的に取組みを進めます。

第三次足立区環境基本計画の構成イメージは以下のとおりです。



構成のイメージ図

具体的な、地球温暖化・エネルギー対策の例は下記のとおりです。



第Ⅱ章 第三次足立区環境基本計画の策定にあたって

1. 地球環境を取り巻く動向

(1) 地球温暖化（気候変動）

① 世界の地球温暖化対策

各国の専門家が地球温暖化問題について科学的な研究を行う国連の政府間機構「気候変動に関する政府間パネル（I P C C）」が、2013（平成 25）年に最新の知見を駆使して、地球温暖化（気候変動）に関する第 5 次報告書をまとめました。

主な内容は以下のとおりです。

- ◇20 世紀半ば以降に観測された温暖化の要因は、人間の活動であった可能性がきわめて高い。
- ◇温室効果ガス濃度の上昇により、地球の平均気温は 1880 年から 2012 年までの約 130 年間で約 0.85℃上昇した。
- ◇最近 30 年の各 10 年間の世界平均気温は、1850 年以降のどの 10 年間よりも高温である。

地球温暖化により、沿岸の低地や小さな島の水没、乾燥地域における農業や牧畜への影響、暑い期間が増えることによる健康被害、生態系や生物多様性の変化などの悪影響が見込まれます。

こうしたことから 2010（平成 22）年にメキシコのカンクンで開かれた国連気候変動枠組条約第 16 回締約国会議（C O P 16）で、地球全体の年平均気温の上昇を産業革命前と比べ 2℃未満に抑えるという国際的な目標（2℃目標）などが合意されました。（カンクン合意）

第 5 次報告書では、2℃目標を達成するためには、2050 年の温室効果ガス排出量は 2010 年比の 40～70%、2100 年にはほぼゼロとする必要があるとしています。

このような状況の中、2015（平成 27）年に、フランスのパリで開かれた第 21 回締約国会議（C O P 21）において、地球温暖化対策の新たな国際的な枠組みであるパリ協定が採択されました。この協定は、世界各国が協力して気候変動対策を推進する今までにない枠組みであり、今後、国際的な気候変動対策が進んでいくことが期待されています。

〈パリ協定の主な内容〉

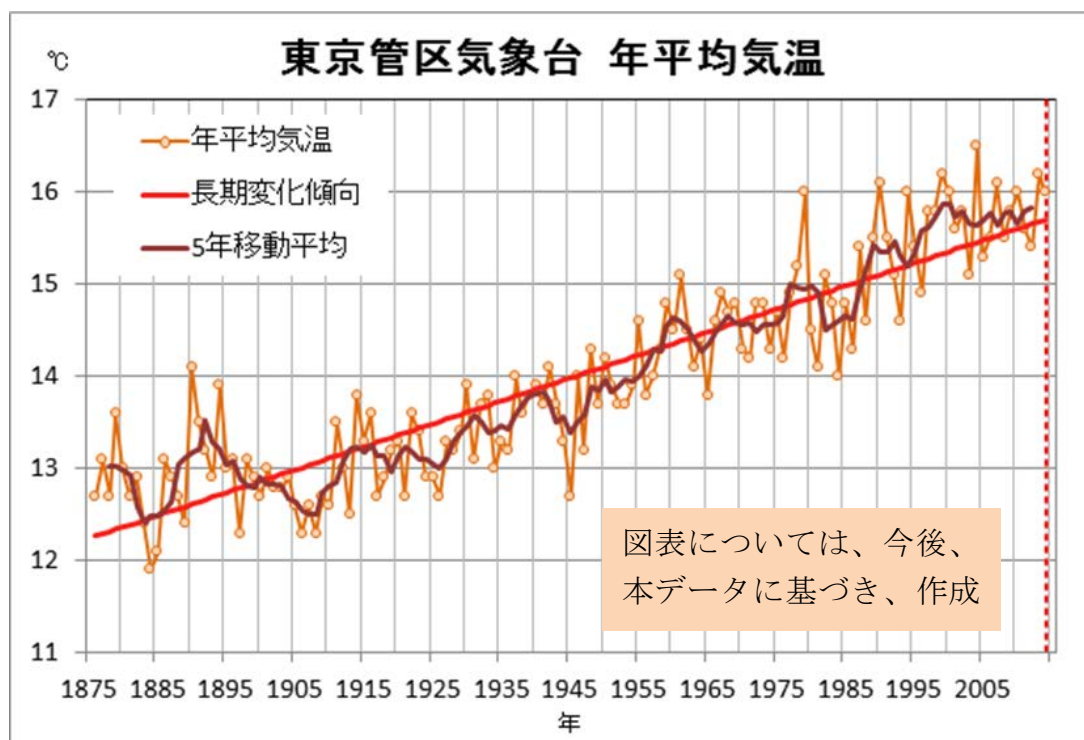
- ◇主要排出国を含むすべての国が温室効果ガスの削減目標を 5 年ごとに提出・更新する
- ◇カンクン合意に基づく 2℃目標のみならず、世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して 1.5℃未満に抑えることについても言及
- ◇共通かつ柔軟な方法でその実施状況を報告し、評価を受ける
- ◇森林吸収源の保全・強化の重要性を確認
- ◇途上国における森林の減少や劣化を抑制する仕組みを構築する
- ◇先進国が引き続き資金を提供し、途上国も自主的に資金を提供する
- ◇5 年ごとに世界全体の状況を把握する仕組みを構築する

② 日本の地球温暖化対策

政府は、2015（平成 27）年 7 月、「日本の約束草案」を国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。約束草案では、温室効果ガスを 2030 年度に 2013 年度比で 26%削減する目標を定めることとしており、この数字がパリ協定に基づく日本の削減目標となります。

この削減目標を具体的に達成するために、2016（平成 28）年 5 月、「地球温暖化対策計画」を策定し、国全体（政府、地方公共団体、国民、事業者等）で取り組むべき対策を盛り込んでいます。

日本の地球温暖化の傾向を把握するため、長期間に渡って均質なデータを確保でき、都市化の影響が比較的少ないとみられる 15 観測地点において気象庁が気温の変化傾向を調べています。それによると、日本の年平均気温は、100 年あたり 1.14° C の割合で上昇しており、地球全体の傾向を上回っています。東京はこの 15 観測地点には含まれていませんが、ヒートアイランド現象の影響も加わり 100 年あたり 2.4° C の割合で上昇しています。



東京管区気象台（千代田区）における平均気温の長期変化

出典：「気候変化レポート 2015—関東甲信・北陸・東海地方—」（東京管区気象台）

すでに日本各地で温暖化が進んでいて、地域によっては大きな影響も生じています。こうしたことから、温室効果ガス削減などの気候変動緩和策に加え、気候の変化を前提に、社会のしくみを対応させていく適応策の両面から対策を進めていく必要があります。

政府は2015（平成27）年11月、「気候変動の影響への適応計画」をまとめました。この計画では、適応策を推進することで、気候変動の影響による被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指しています。この計画には、農林水産業、水環境・水資源、自然災害、生態系、健康などの分野での施策が盛り込まれています。

(2) 資源循環と廃棄物対策

2000（平成12）年に、循環型社会形成推進基本法を始めとした各種リサイクル法が制定されました。これ以降、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減する循環型社会の形成を目指して、3R（リデュース・リユース・リサイクル）をはじめとする様々な施策が、国や地方公共団体等によって行われています。その結果、2013年の廃棄物の最終処分量は2000年と比べ約70%も減少し、循環利用率は10.0%から16.1%と、着実に増大しています。（平成28年版環境白書）

一方で、資源の消費は、世界全体で増大し、資源の逼迫や資源採掘・消費に係る環境影響の増大が懸念され、循環型社会を形成することがますます必要になっています。

〔第Ⅱ章 第三次足立区環境基本計画の策定にあたって〕

循環には、大気環境、水環境、土壌環境、生態系等が織りなす自然界の健全な形での資源の循環である「自然循環」と、経済社会システムにおける活動の中核であるモノの生産、流通、消費、廃棄という一連の過程である「経済社会システムにおける物質循環」の二種類があり、これら「二つの循環の調和」を図ることも重要です。

循環型社会を目指すうえで、廃棄物の減量は欠かせません。現在、足立区をはじめとする東京 23 区のごみは、焼却等の中間処理を経て、最終的に東京港に埋立て処分をしています。現在作業が行われている中央防波堤外側埋立処分場と新海面処分場が最後の埋立処分場です。残された貴重な埋立処分場を一日でも長く使用するため、ごみの減量や資源化を今まで以上に進めていくことが求められています。

(3) 生物多様性

40 億年の地球の歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000 万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生きものは、一つひとつに個性があり、互いに支えあって生きています。この個性ある豊かな生きもののつながりを生物多様性といい、全ての生きものは、食料や水、気候の安定など、多様な生物が関わりあう生態系の恵みによって支えられています。

生物多様性を保全するため、1992（平成 4）年に「生物多様性条約」が採択され、国際的な取組みが進められています。国連生物多様性条約事務局は定期的に「地球規模生物多様性概況」を公表しています。2001（平成 13）年から 2005（平成 17）年にかけて 1,000 人を超える専門家が参加して地球規模で生物多様性や生態系を評価しました。

2010（平成 22）年に、名古屋市で開催された同条約の第 10 回締約国会議で、2050 年までに「自然と共生する世界」を実現することをめざした「戦略計画 2011-2020」及び、2020 年までに生物多様性の損失を止めるため効果的かつ緊急の行動を実施するという 20 の個別目標である「愛知目標」が掲げられ、多くの締約国はこの達成に向けて、様々な取組みを実施しているところです。

日本政府も、2012（平成 24）年 9 月に「生物多様性国家戦略 2012-2020」を策定し、2020 年までの重点施策として以下の 5 つの基本戦略を定めています。

- ◇ 生物多様性を社会に浸透させる
- ◇ 地域における人と自然の関係を見直し、再構築する
- ◇ 森・里・川・海をつなぐ確保する
- ◇ 地球規模の視野を持って行動する
- ◇ 科学的基盤を強化し、政策に結びつける

しかし、日本の生物多様性は、以下の 4 つの危機にさらされています。生物の大量絶滅は、過去にもありましたが、現在は人間活動による影響が主な要因で、

絶滅のスピードは自然状態の約 100～1,000 倍にも達し、日本の野生動植物の約 3 割が絶滅の危機に瀕しています。

- ◇ 開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少
- ◇ 里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下
- ◇ 外来種などの持ち込みによる生態系バランスの破壊
- ◇ 地球温暖化による気温の上昇や水温の上昇等に伴う生態系の危機

生物多様性戦略計画 2011-2020（愛知目標）

図表については、今後、
本データに基づき、作成

■ 長期目標（Vision）＜2050年＞

- 「自然と共生する（Living in harmony with nature）」世界
- 「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、すべての人々に不可欠な恩恵が与えられる」世界

■ 短期目標（Mission）＜2020年＞

生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する。

- ◇これは2020年までに、抵抗力のある生態系とその提供する基本的なサービスが継続されることを確保。その結果、地球の生命の多様性が確保され、人類の福利と貧困解消に貢献。

■ 個別目標（Target）

- | | |
|--|--|
| <p>目標1：人々が生物多様性の価値と行動を認識する。</p> <p>目標2：生物多様性の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合には国家勘定、報告制度に組み込まれる。</p> <p>目標3：生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、又は改革され、正の奨励措置が策定・適用される。</p> <p>目標4：すべての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する。</p> <p>目標5：森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する。</p> <p>目標6：水産資源が持続的に漁獲される。</p> <p>目標7：農業・養殖業・林業が持続可能に管理される。</p> <p>目標8：汚染が有害でない水準まで抑えられる。</p> <p>目標9：侵略的外来種が制御され、根絶される。</p> <p>目標10：サンゴ礁等気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する。</p> | <p>目標11：陸域の17%、海域の10%が保護地域等により保全される。</p> <p>目標12：絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される。</p> <p>目標13：作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、損失が最小化される。</p> <p>目標14：自然の恵みが提供され、回復・保全される。</p> <p>目標15：劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を通じ気候変動の緩和と適応に貢献する。</p> <p>目標16：ABSに関する名古屋議定書が施行、運用される。</p> <p>目標17：締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する。</p> <p>目標18：伝統的知識が尊重され、主流化される。</p> <p>目標19：生物多様性に関連する知識・科学技術が改善される。</p> <p>目標20：戦略計画の効果的実施のための資金資源が現在のレベルから顕著に増加する。</p> |
|--|--|

資料：環境省

生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標

出典：「平成24年版 図で見る環境・循環型社会・生物多様性白書」（環境省）

2. 国連の持続可能な開発目標

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）とは、2015年9月、国連総会において採択され、17の目標とそれらに付随する169のターゲットから構成されています。途上国の貧困、教育、保健等の開発課題に加え、持続可能な開発の3本柱とされる経済面・社会面・環境面の課題全てに幅広く対応し、調和させるものです。

特に環境面においては、エネルギーへのアクセス、持続可能な消費と生産、気候変動への対処、海洋・海洋資源の保全、生物多様性等の視点が新たに盛り込まれ、今後の国の施策だけでなく、自治体の環境施策においても指針とすべきものとなっています。

図表については、今後、
本データに基づき、作成

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 世界を変えるための17の目標

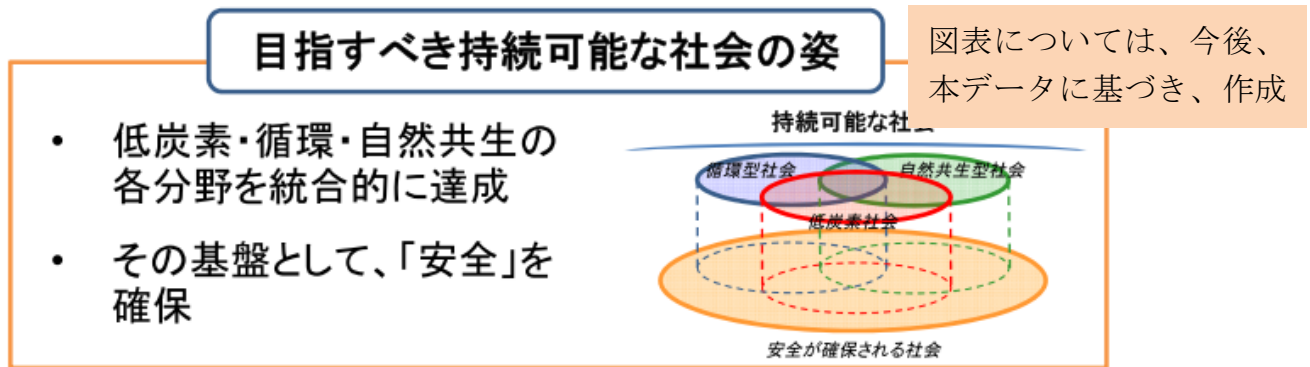


「持続可能な開発目標」における17の目標

出典：国際連合広報センターHP

3. 国の環境基本計画

政府は、2012（平成 24）年 4 月に「第四次環境基本計画」を策定しました。この計画は、以下に示す「目指すべき持続可能な社会の姿」に向けて、基本的な方針を示す「持続可能な社会を実現する上で重視すべき方向」と、方針に基づく具体的な展開である「9 つの優先的に取り組む重点分野」などによって構成されています。



第四次環境基本計画の「目指すべき持続可能な社会の姿」

出典：「第四次環境基本計画」（環境省、平成 24 年度）

「持続可能な社会を実現する上で重視すべき方向」

- ① 政策領域の統合による持続可能な社会の構築（環境・経済・社会、環境政策分野間の連携）
- ② 国際情勢に的確に対応した戦略をもった取組みの強化（国益と地球益の双方の視点）
- ③ 持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成
- ④ 地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と参画・協働の推進

第四次環境基本計画の「9 つの優先的に取り組む重点分野」

重点分野
1. 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進
2. 国際情勢に的確に対応した戦略的取組みの推進
3. 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進
4. 地球温暖化に関する取組み
5. 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組み
6. 物質循環の確保と循環型社会の構築
7. 水環境保全に関する取組み
8. 大気環境保全に関する取組み
9. 包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組み

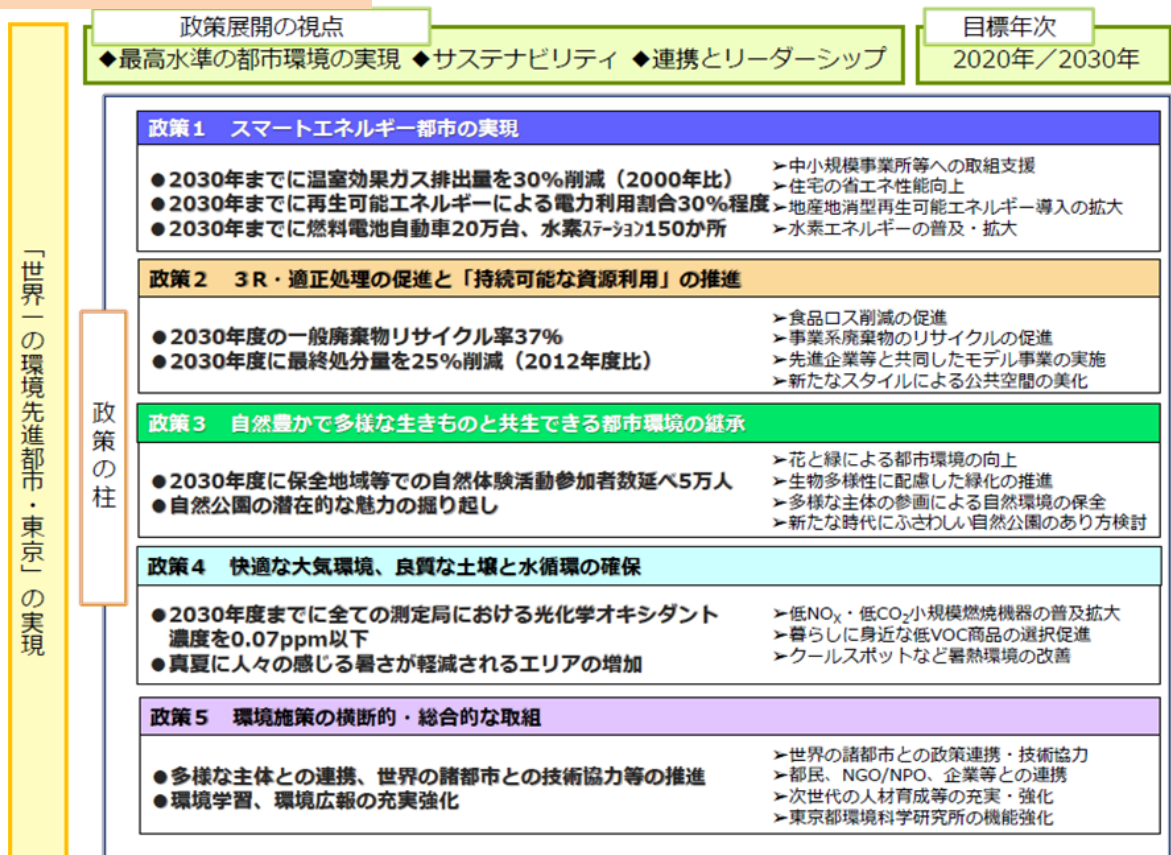
出典：「第四次環境基本計画」（環境省、平成 24 年度）をもとに作成

4. 東京都の環境基本計画

東京都は、2016（平成28）年3月に新たな「東京都環境基本計画2016」を策定しました。

五つの政策の柱を、「最高水準の都市環境の実現」「サステナビリティ」「連携とリーダーシップ」の視点から展開し、「世界一の環境先進都市・東京」の実現を図ることとしています。

図表については、今後、
本データに基づき、作成



東京都環境基本計画2016の全体像

出典：東京都環境基本計画2016（東京都）

5. 足立区環境基本条例

足立区環境基本条例は、1999（平成 11）年に制定され、区の環境保全に関する基本方針を定め、区・事業者及び区民の役割分担を明らかにするとともに、施策を総合的かつ計画的に推進し、区民の健康で安全な生活の確保と地球環境の保全を目的としています。

条例第 3 条において、基本理念が定められています。

【足立区環境基本条例の基本理念】

- (1) 豊かな環境を将来の世代に引き継ぐ
- (2) 環境との調和のとれた持続可能な社会を構築する
- (3) それぞれが立場に応じた役割を果たすとともに連携して取り組む

条例第 8 条において、「区長は、地域の環境を総合的かつ計画的に保全するとともに、地球環境の保全に寄与するために足立区環境基本計画を策定しなければならない」と定められ、環境基本計画が位置付けられています。環境基本計画には、地域の環境を保全するだけでなく地球環境の保全に寄与することも求められています。

6. 「環境サミット in 足立」宣言文

2008（平成 20）年度に開催された「環境サミット in 足立」において、区は、地球温暖化防止に貢献していくことを宣言しました。

「環境サミット in 足立」宣言文（全文）

足立区は、四方を一級河川に囲まれた水と緑豊かなまちです。この恵まれた自然環境は、私たちの生活にゆとりと潤いを与えてくれる、なくてはならない大切なパートナーでもあります。

しかしながら、永年にわたり、人間が経済最優先の物質的な繁栄を求め続けたことにより、環境は置き去りにされ、地球温暖化は加速的に進行してしまいました。その影響は、生態系の変化、氷河の融解など、具体的な形となって現れはじめています。

地球温暖化のもたらす危機は、将来世代が直面する「未来の危機」であるばかりではありません。海面上昇による影響は、海拔 0 メートル地帯を多く抱える足立区にとって、区民の生命、財産、健康をも脅かしうる「今そこにある直接的な危機」でもあるのです。

この身近に迫る地球温暖化の影響を最小限に食い止め、ふるさと地球を確実に未来に引き継ぐためには、私たちが今すぐにできることから、一つひとつ地球環境に配慮した行動をとっていくことが何よりも大切です。

足立区は、全ての区民、事業者、そして、国や全国自治体と手をたずさえ、高い志をもった「日本一地球にやさしいひとのまち」を築き上げることを通じて、地球温暖化防止に貢献していくことを、ここに宣言いたします。

第Ⅲ章 第三次足立区環境基本計画の体系

1. 足立区基本構想における将来像

足立区基本構想において、足立区に暮らす人々が「このまちで暮らせて良かった」と心から思い、真の豊かさを実感することができるように、目標とする足立区の将来像（以下「区の将来像」という。）を掲げています。

協創力をつくる 活力にあふれ 進化し続ける ひと・まち 足立

今後、区が直面する課題や変化を克服するためには、人口減少、少子・超高齢社会を支えるための「活力の維持・確保」とともに、変化に柔軟に対応できる「進化」が求められています。そのためには、これまで進めてきた「協働」をさらに強化、発展させ、区民と行政が変化する状況とともに挑み、解決していく仕組みも必要です。

協働を発展させ、多様な主体が互いの個性や価値観を認めあい、ゆるやかにつながり支え合う仕組みである「協創」を進めることで、それぞれの想いや力が重なり合いまちを創る力「協創力」が生まれ、さらに協創力が「活力」と「進化」を相乗作用で生み出すことにより、区の将来像の実現につながっていきます。

また、このような区の将来像を実現するためには、将来にわたって環境が保全された持続可能なまちであることが求められるため、第三次足立区環境基本計画における取組みが区の将来像の実現を支える基盤にもなります。

2. 第三次足立区環境基本計画の基本体系

第三次足立区環境基本計画において、「環境の視点から目指す姿」を定めます。これは、上位計画である区の将来像を踏まえたものとしますが、環境の保全は、区の将来像の実現を支える基盤でもあるため、両者は相互に深く関わるものです。

足立区は、住宅都市でもあり、中小工場や事業者の多いまちでもあります。日々の暮らしや経済活動によって、環境負荷を生み出しています。一方で、人口が多いことは、ひとりひとりの環境保全への取組みが大きな力となる可能性を秘めていることも示しています。ひとりひとりが未来の地球を思い、つながり、そして行動することで、「地球にやさしいひと」になります。多くの「地球にやさしいひと」の力を結集し、日本で一番『地球にやさしいひとのまち』をめざします。

目指す姿を実現するために、第三次足立区環境基本計画では4つの視点を定めました。この視点を踏まえて、5つの柱の施策に取り組み、「地球にやさしいひとのまち」を実現していきます。なお、5つの柱のうち、「学びと行動のしくみづくり」は、他の柱の施策や取組みのベースとなる分野横断的な柱に位置付けます。

第三次足立区環境基本計画の基本体系

足立区基本構想の目指す将来像

協創力でつくる 活力にあふれ 進化し続ける ひと・まち 足立

環境の視点から目指す姿

基本方針

地球にやさしい ひと のまち

**かけがえのない地球環境を守るため、
すべての ひと が自ら学び考え、実践するまち**

足立区で暮らし、働き、活動するすべての「ひと」が、環境について学び、自ら率先して環境負荷の少ない行動を選択して実践します。

この一つひとつの行動がつながり、区内全体に広がり、将来にわたって環境負荷の少ない快適で持続可能なまち。

そんな、日本で一番「地球にやさしい ひと のまち」を目指します。

※「ひと」には、区民だけでなく、区内在勤・在学者、事業者・団体・NPO など区に関わるあらゆる主体を含みます

第三次足立区環境基本計画は、次の4つの視点と5つの柱立てからなる施策で「地球にやさしいひとのまち」を目指します。

4つの視点

学び考え、行動
する『ひと』

地球環境を意識して、未来のために自発的に行動するとともにその輪を広げていく「ひと」

環境負荷の少
ない『暮らし』

すべての「ひと」が実践する低炭素、資源循環、自然共生型の暮らし

環境と調和した
『まち』

みどりや水辺環境が保全され、豊かな自然環境と便利で快適な都市機能とが調和したまち

「ひと」と活動を
支える『区』

自ら学び考え、行動する「ひと」を育成し、つなげ、活躍するしくみづくりで活動を支える区

5つの柱 (柱5は分野横断的な位置づけです)

柱1
地球温暖化
・エネルギー対策

エネルギーを賢く使うとともに、気候変動に適應できるまちをつくる

柱2
循環型社会の構築

暮らし方の工夫で、ごみを減らすとともに、資源が循環するまちをつくる

柱3
安全安心で快適な
くらしの確保

公害等を防ぎ、より健康で快適な生活環境の維持、向上をはかる

柱4
自然環境・生物
多様性の保全

「ひと」と自然が相互に関わっていることを認識し、多様な生物と共生できるまちをつくる

柱5
学びと行動の
しくみづくり

すべての「ひと」が環境について共に学び、行動するしくみをつくる

第三次足立区環境基本計画 施策体系

柱 1 地球温暖化・エネルギー対策 (27～33 ページ)

施策群 1-1 エネルギーの効率的な利用 「エネルギー使用量を減らす」

- ① 身近な省エネ行動の促進
- ② 高効率な設備・機器への更新
- ③ 建物の省エネ性能の向上
- ④ 低炭素な交通手段への転換

施策群 1-2 低炭素なエネルギーの拡大 「エネルギーをつくる」

- ① 太陽エネルギーの利用促進
- ② 低炭素エネルギー導入可能性の検討

施策群 1-3 CO₂吸収量の増大と気候変動の影響への適応 「気候変動に備える」

- ① CO₂吸収量を増やす取組みの推進
- ② 気候変動の影響への適応

柱 2 循環型社会の構築 (34～39 ページ)

施策群 2-1 廃棄物減量の推進 「リデュース」

- ① 日常的なごみ減量行動の促進
- ② 資源ロスの削減

施策群 2-2 持続可能な資源利用への転換 「リユース、リサイクル」

- ① 身近なリユースを促すしくみづくり
- ② 資源化品目の拡充とリサイクルを促すしくみづくり
- ③ 水の循環の推進

施策群 2-3 廃棄物の適正処理 「ごみの適正処理」

- ① 排出ルールの周知徹底とごみ集積所の美化
- ② 事業系廃棄物の処理責任の徹底と適正処理の向上
- ③ 社会状況の変化に即した適正処理のしくみづくり
- ④ 災害廃棄物の対策強化

柱3 安全安心で快適なくらしの確保 (40～44 ページ)

施策群 3-1 生活環境の保全と公害対策の推進「安全安心に暮らせる生活環境を確保する」

- ① 工場、事業場等への公害規制指導
- ② 大気、水質、騒音等の定期的な調査
- ③ 公害苦情の相談への対応
- ④ 土地・建物の適正な管理の推進

施策群 3-2 快適で美しいまちづくり 「美しい生活環境をつくる」

- ① 安全、快適を実現する計画的なまちづくりの推進
- ② 美しいまちの創出と維持

柱4 自然環境・生物多様性の保全 (45～49 ページ)

施策群 4-1 自然や生物とふれあう機会の提供 「知る・ふれあう」

- ① 自然や生物への関心を高める取組みの推進
- ② 自然体験や生物とふれあう機会の充実

施策群 4-2 生物多様性への理解と取組みの推進 「学ぶ・取り組む」

- ① 生物多様性に対する理解の促進
- ② 区内の身近な生物の調査と生息環境の保全

施策群 4-3 多様な生きものが暮らす自然環境の保全と創出 「守る・創る」

- ① 緑地、樹木、農地、河川等の自然環境の保全
- ② 生物多様性を考慮した緑化や公園等の整備と維持管理

柱5 学びと行動のしくみづくり (50～56 ページ)

施策群 5-1 環境情報の発信と環境意識の向上 「知る」

- ① 環境に関する情報、環境配慮行動の発信
- ② 環境への意識を高める場や機会の提供

施策群 5-2 環境学習の推進と人材育成 「学ぶ」

- ① 幼児向け環境教育の推進と体験の機会の提供
- ② 小中学生向け環境学習の推進
- ③ 大人向け環境学習の推進と人材の育成

施策群 5-3 環境保全活動の拡大 「広げる」

- ① 環境に配慮した行動を促すしくみづくり
- ② 環境保全活動のネットワークづくり

3. 重点項目

柱ごとに、特に重要性、緊急性、効果の高い施策を重点項目として位置付け、優先的に取組みを進めます。

＜重点項目の選定基準＞

- 環境保全の取組み効果（直接的効果または波及効果）が高いこと
- 区が抱える課題解決への貢献が大きいこと
- 緊急度が高く、優先して取り組む必要があること
- P R 効果が高いこと
- 区民・事業者の取組みの実践を後押しすること

重点項目一覧

柱1 地球温暖化・エネルギー対策			
No	名 称	概要	関連施策
1	行動やライフスタイルの変革に向けた普及啓発の推進	● 国民運動の普及啓発やクールネット東京と連携した取組みの推進 ● 事業者と連携した省エネ行動の拡大の促進 ● 地域課題の同時解決へと繋がる取組みへの発展 ● 大学等と連携した若年層向けの取組み	1-1-①
2	家電や住宅・建築物等の省エネ化促進	● CO₂削減効果に応じた補助など補助体系の見直し ● 補助によらない普及のしくみの検討 ● 既存建物の省エネ改修を促すための誘導策の検討 ● 新築建物の省エネ性能を向上させるための対策 ● まちづくりの機会を捉えたエネルギー面的利用の推進	1-1-② 1-1-③
柱2 循環型社会の構築			
No	名 称	概要	関連施策
3	資源ロスを削減する取組みの促進	● フードロスを減らすしくみの検討 ● ごみ分別の徹底	2-1-① 2-1-②
4	資源化の促進	● 資源化品目の拡充 ● 資源化の必要性や区の取組みのわかりやすい啓発	2-2-②
5	災害廃棄物の対策強化	● 事業者や自治体と連携した共同処理のしくみづくり ● 災害廃棄物処理計画の策定	2-3-④

柱 3 安全安心で快適なくらしの確保			
No	名 称	概要	関連施策
6	不法投棄対策の推進	● 総合窓口と不法投棄110番によるワンストップサービスの実施 ● 関係所管と連携した不法投棄対策の推進 ● 土地所有者・管理者に対する不法投棄防止の啓発	3-1-④
7	ごみ屋敷対策の推進	● 相談受理から3日以内の現場確認 ● 医療・保健・介護・福祉と連携した対応 ● 日常的な見守りなど再発防止策の実施 ● 空き家・空き地の所有者に対する管理適正化の啓発	3-1-④
柱 4 自然環境・生物多様性の保全			
No	名 称	概要	関連施策
8	公園を活用した取組みの展開	● 地域住民の参画による公園整備の推進 ● 生物多様性に配慮した公園づくりと維持管理 ● 公園を活用した体験や学習プログラムの提供	4-1-② 4-2-① 4-3-②
9	生物多様性の「実感を伴う理解」促進	● 区民参加の生物調査の実施 ● 子ども対象の体験学習を兼ねた生物調査の実施 ● 日常生活と結びつけた普及啓発 ● 桑袋ビオトープ公園や生物園、都市農業公園などで身近で生物多様性を学ぶことができる施設の活用	4-2-① 4-2-② 4-3-②
柱 5 学びと行動のしくみづくり			
No	名 称	概要	関連施策
10	子どもたちへの環境学習の推進	● 学校教育と連携したメニューの充実 ● 未就学児と保護者を対象とした学習機会の提供 ● 子ども向けの自然体験・自然観察の拡大	5-2-① 5-2-②
11	環境を学ぶ施設やメニューのさらなる拡大	● 入門編、理解編、専門編といった段階的な学習機会の提供 ● 既存の施設や講座を、環境に関し総合的に学べるように発展 ● 地域学習センター等で実施される環境以外の講座に環境の視点を盛り込む。	5-1-② 5-2-① 5-2-② 5-2-③ 5-3-①
12	自発的な実践を促すしくみづくりと人材育成の展開	● 事業者・団体の環境活動の把握とデータベース化 ● 区との連携や、事業者・団体相互の連携の促進 ● リーダーの役割、目的等を明確にした環境リーダーの育成 ● すでに活動している人材の把握と活用	5-2-③ 5-3-① 5-3-②

4. 第三次足立区環境基本計画が包含する計画

環境に関する法令により、市区町村に計画の策定が定められている以下の（１）～（３）の計画を第三次足立区環境基本計画に包含することとし、環境を保全する取組みを効果的に進めていきます。

（１）地球温暖化対策実行計画

都道府県及び市区町村は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 3 項において、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する計画（以下「地球温暖化対策実行計画」という。）を策定することが定められています。第三次足立区環境基本計画は、二酸化炭素（ CO_2 ）削減目標などを定め、地球温暖化対策実行計画を兼ねるものとします。

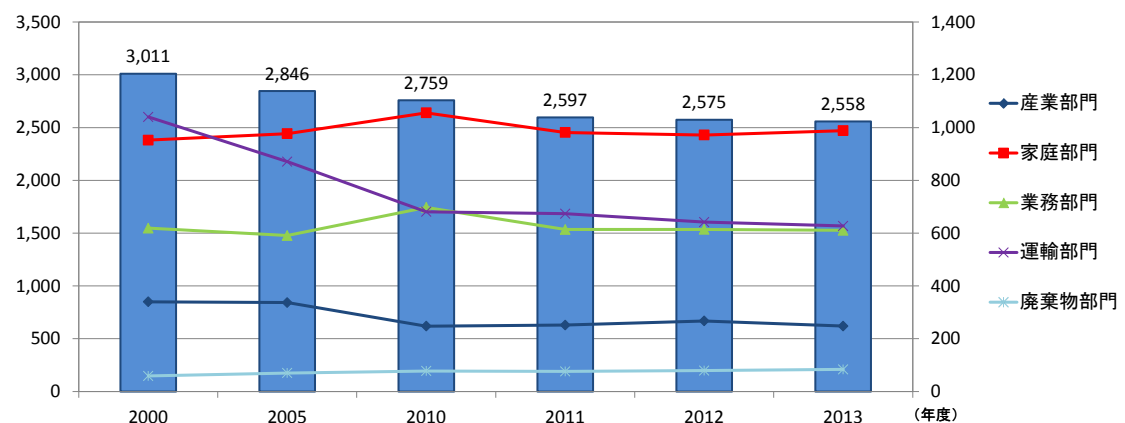
① CO_2 排出量の現況

足立区の CO_2 排出量を部門別にみると、2000（平成 12）年度は運輸、家庭、業務の順に多くなっています。産業部門、運輸部門の排出量が減少傾向にあるのに対し、家庭部門、業務部門は、ほぼ横ばいになっています。

部門別 CO_2 排出量（単位：千 t-CO_2 ）

部門	2000	2005	2010	2011	2012	2013
産業部門	340	337	247	252	267	248
家庭部門	953	977	1,056	981	972	989
業務部門	619	591	697	614	614	611
運輸部門計	1,040	871	681	674	642	627
廃棄物部門	59	70	77	76	79	84
総合計	3,011	2,846	2,759	2,597	2,575	2,558

（千 t-CO_2 ）



足立区の CO_2 排出量の推移

出典：特別区の温室効果ガス排出量（1990～2013 年度）

（オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」）をもとに作成）

※2013 年度の電力排出係数（ $0.522\text{kg-CO}_2/\text{kWh}$ ）を各年度に適用し CO_2 排出量を再算定

② CO₂排出量の将来推計

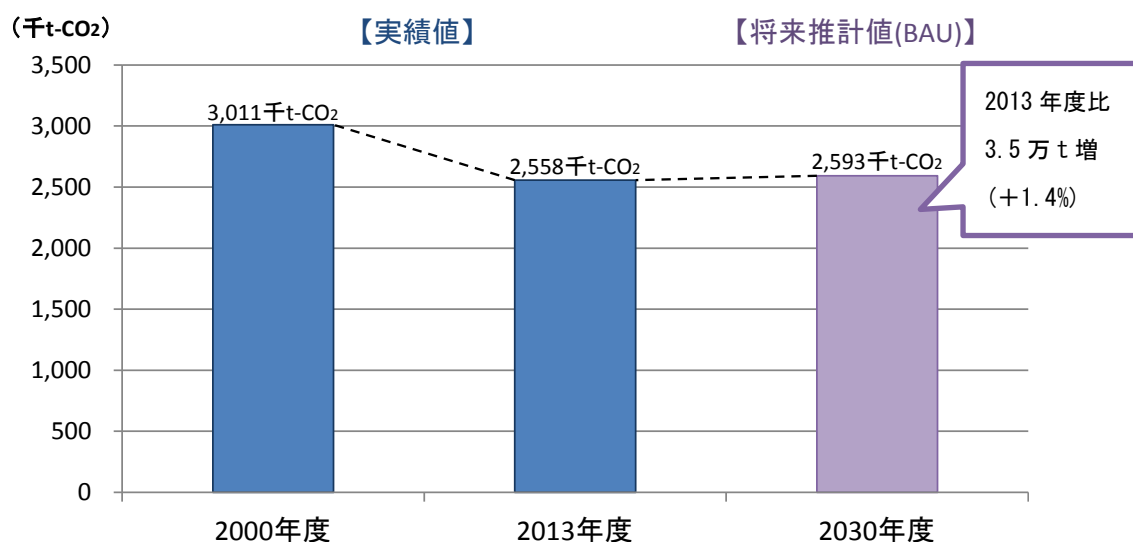
人口や世帯数などの今後の推計値をもとに、現状から追加的な対策を講じない場合（BAUケース※）の2030（平成42）年度における区内のCO₂排出量を推計すると、259万3,000t-CO₂となり、2013（平成25）年度に比べ1.4%増加する見込みです。部門別の内訳をみると、家庭部門が18.4%、業務部門が15.2%増加となりますが、産業部門は27.9%、運輸部門は27.4%の減少になります。

※BAU（business as usual）ケース

現状の対策のまま、追加的な対策をとらない場合

CO₂排出量の将来推計結果（BAUケース）

部門	現状値 (千t-CO ₂)				将来推計値 (千t-CO ₂)			2030年度推計値の 増減率	
	2000	2005	2010	2013	2020	2025	2030	2000年度比	2013年度比
産業	340	337	247	248	218	197	179	△47.4%	△27.9%
家庭	953	977	1,056	989	1,075	1,124	1,171	22.9%	18.4%
業務	619	591	697	611	646	675	704	13.7%	15.2%
運輸	1,040	871	681	627	537	492	455	△56.2%	△27.4%
廃棄物	59	70	77	84	85	85	84	43.4%	0.5%
合計	3,011	2,846	2,759	2,558	2,561	2,573	2,593	△13.9%	1.4%

CO₂排出量の将来推計結果（BAUケース）

※ 2013年度の電力排出係数（0.522kg-CO₂/kWh）を各年度に適用しCO₂排出量を再算定

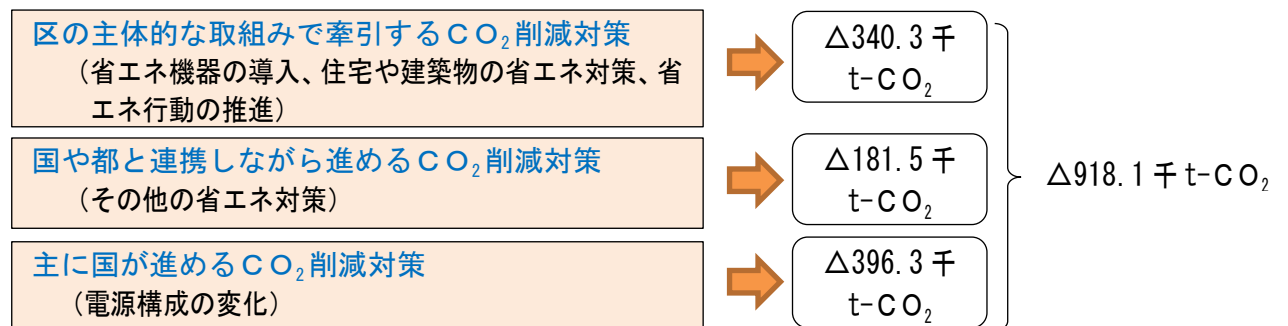
③ CO₂排出量の削減見通し

政府の地球温暖化対策計画に基づき、国全体で進められる対策に加え、区の重点項目「行動やライフスタイルの変革に向けた普及啓発の推進」「省エネルギー家電等の導入促進」「住宅・建築物の省エネルギー化の促進」を区民、事業者等と連携して積極的に取り組むことなどで、約 91 万 8 千 t-CO₂ の排出削減が図られ、約 167 万 5,000t-CO₂ (2013 年度比で 34.5%減) にまで低減することができます。

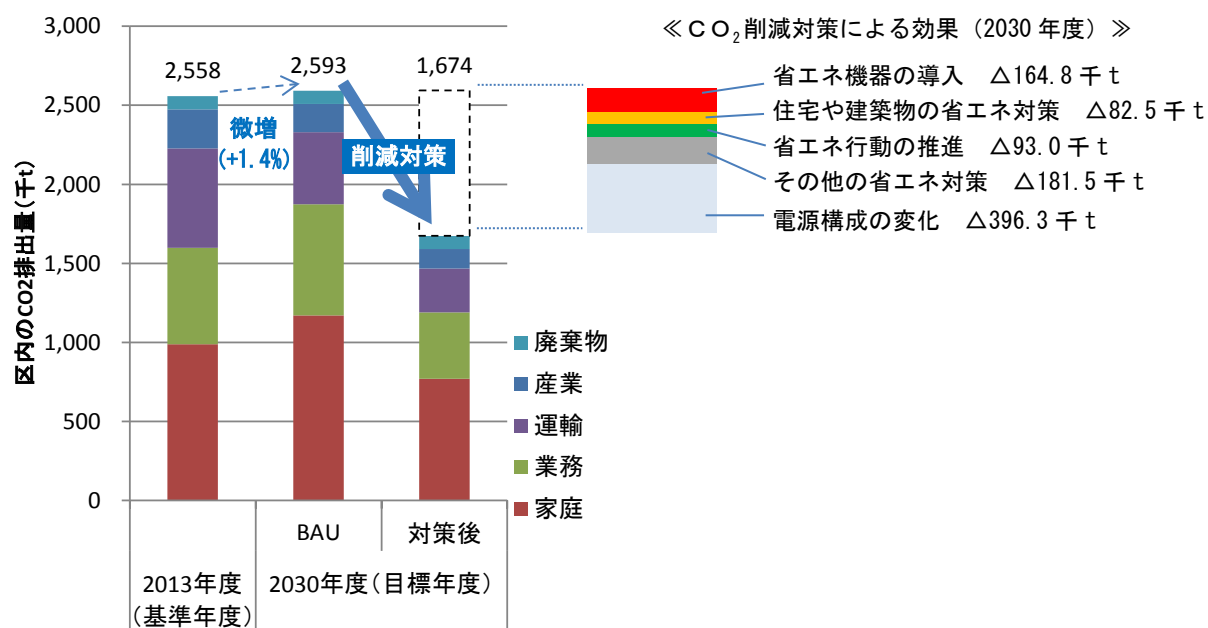
足立区内における CO₂ 削減シミュレーションの結果をまとめると、以下のとおりになります。

対策別の区内削減量の算定結果

対策項目	部門	国全体（政府、自治体、国民、事業者等）で取り組むべき対策	対策による区内削減量（対 BAU）	
省エネ機器の導入	家庭	HEMS・スマートメーター導入、高効率給湯器の導入等	△91.2 千 t	①
	業務	BEMS、高効率照明、高効率ボイラーの導入等	△73.6 千 t	
住宅や建築物の省エネ化	家庭	断熱化、新築住宅の省エネ基準適合の推進等	△45.6 千 t	②
	業務	断熱化、新築建築物の省エネ基準適合の推進	△36.9 千 t	
省エネ行動の推進	家庭	こまめな消灯、適切な室温管理等	△62.0 千 t	③
	業務	こまめな消灯、適切な室温管理等	△31.0 千 t	
その他の省エネ対策	産業	省エネ技術・設備の導入、エネルギー管理の徹底	△29.7 千 t	④
	運輸	燃費の向上やエコカーの導入など	△151.8 千 t	
電力排出係数の改善	全部門	排出係数の改善	△396.3 千 t	⑤
合計			△918.1 千 t	



削減量の主体別内訳



部門別の区内削減量の算定結果

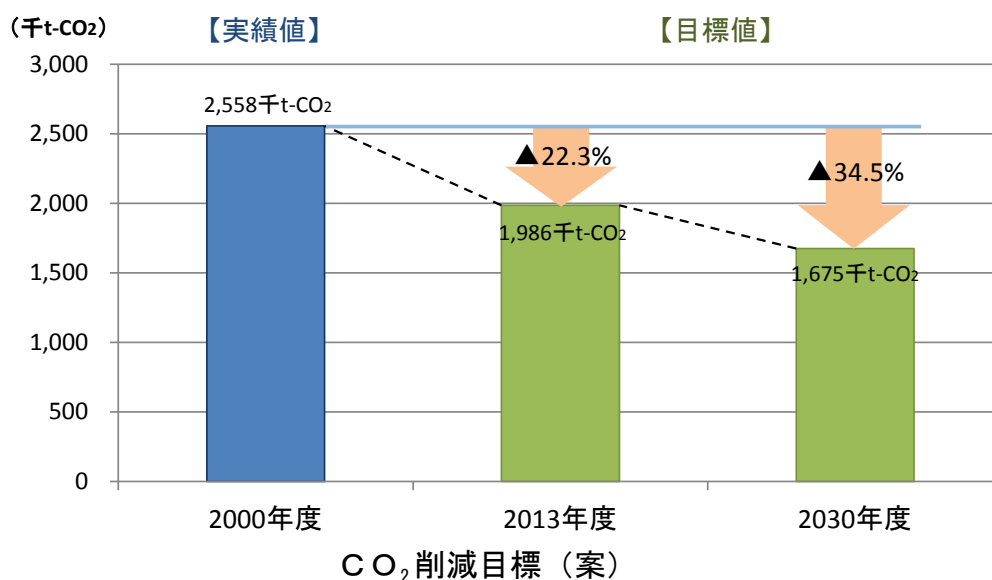
部門	2013 年度 (基準年度)	2024 年度 (目標年度)	2030 年度 (目標年度)		
			BAU (対 2013 増減率)	対策による区内削 減量 (対 BAU)	対策後 (対 2013 増減率)
産業	247.9 千 t	167.0 千 t	178.8 千 t (△27.9%)	△55.9 千 t	122.9 千 t (△50.4%)
家庭	988.6 千 t	847.4 千 t	1,170.6 千 t (+18.4%)	△400.2 千 t	770.4 千 t (△22.1%)
業務	610.7 千 t	487.2 千 t	703.8 千 t (+15.2%)	△284.0 千 t	419.7 千 t (△31.3%)
運輸	627.1 千 t	400.8 千 t	455.3 千 t (△27.4%)	△178.0 千 t	277.3 千 t (△55.8%)
廃棄物	83.7 千 t	84.0 千 t	84.1 千 t (+0.5%)	※	84.1 千 t (+0.5%)
合計	2,558.0 千 t	1986.3 千 t	2,593.6 千 t (+1.4%)	△918.1 千 t	1,674.5 千 t (△34.5%)

※対策による区内削減量は、政府の地球温暖化対策計画に基づき、国全体で進められる対策の削減見込みを参考にして算定している。国の計画では、廃棄物からの排出量削減見込みは、各分野（産業、家庭、業務）に含まれている。このため、区の推計においても、廃棄物からの排出削減見込みは、各分野に含まれるため、カウントしていない。

■地球温暖化対策実行計画として定めるCO₂削減目標（案）

削減目標は、第三次足立区環境基本計画の目標年度の2024（平成36）年度と、国や東京都の温室効果ガス削減に係る目標年度である2030（平成42）年度とする。

- 区内の年間CO₂排出量を **2024年度（平成36年度）** までに
2013年度（平成25年度）比で **22.3%** 削減する。
- 区内の年間CO₂排出量を **2030年度（平成42年度）** までに
2013年度（平成25年度）比で **34.5%** 削減する。



(2) 生物多様性地域戦略

都道府県及び市区町村は、生物多様性基本法第 13 条において、区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性地域戦略」という。）を定めることとされています。同条第 2 項に定める項目について以下のように定め、第三次足立区環境基本計画は、生物多様性地域戦略を兼ねるものとします。

①対象とする区域 足立区内全域

②目標 「ひと」と自然が相互に関わっていることを認識し、多様な生物と共生できるまちをつくる

（柱 4「自然環境・生物多様性の保全」が該当）

（15 ページ参照）

③総合的かつ計画的に講ずべき施策

（柱 4「自然環境・生物多様性の保全」の施策が該当）

（45～49 ページ参照）

④計画期間中に目指すべき姿

みどりや水辺環境が保全され、豊かな自然環境と便利で快適な都市機能が調和したまち（「まち」の視点が該当）

（15 ページ参照）

(3) 環境教育等行動計画

都道府県及び市区町村は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第 8 条において、「区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画」（以下「環境教育等行動計画」という。）を定めることとされています。

第三次足立区環境基本計画におけるひとづくりの基本的な考え方として、①目指す持続可能な社会、②求められる人間像、③取組みの基本的方向を以下のとおり整理しました。これを、環境教育等行動計画の基本的な方針として位置付け、第三次足立区環境基本計画が環境教育等行動計画を兼ねるものとします。

ひとづくりの基本的な考え方＝環境教育等行動計画の基本的な方針

①目指す持続可能な社会

地球にやさしいひとのまち

～かけがえのない地球環境を守るため、

すべてのひとが自ら学び考え、実践するまち～

（環境の視点から目指す姿が該当）（15 ページ参照）

②求められる人間像

地球環境を意識して、未来のために自発的に行動するとともに
その輪をひろげていく「ひと」

（4つの視点「ひと」が該当）（15 ページ参照）

③取組みの基本的方向

すべての「ひと」が環境について共に学び、行動するしくみをつくる
（柱 5「学びと行動のしくみづくり」が該当）

（50～56 ページ参照）

第Ⅳ章 各柱の施策と取組み

柱 1 地球温暖化・エネルギー対策

1. 現状と課題

(1) CO₂排出量

2013（平成 25）年度の区内のCO₂排出量を部門別にみると、家庭部門が 38.6%を占め最も多く、次いでオフィスや商業施設などの業務部門が 23.9%、自動車部門が 21.3%となっています。

全体のCO₂排出量は微減傾向にありますが、家庭部門、業務部門は増加傾向にあります。今後も区内では人口が増加する見込みで、新たな大学や病院等が設置される計画もありますので、特に家庭部門と業務部門の対策を強化する必要があります。

また、自動車部門の排出量は減少傾向にありますが、市区町村別の排出量で見ると、足立区は東京都内の 62 市区町村で最も多くなっています。自動車部門の対策も必要になっています。

(2) エネルギー使用量の削減と太陽エネルギーの活用

CO₂は石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料を使用することで排出しますので、エネルギー使用量の削減が必要です。区内のエネルギー使用量も全体としては減少傾向にありますが、家庭部門と業務部門は、ほぼ横ばいになっています。

また、CO₂排出の少ない再生可能エネルギーの活用を進めることも、CO₂排出の削減につながります。再生可能エネルギーにはいろいろな種類がありますが、区内でも導入しやすい太陽エネルギーについて、補助制度などによる支援を行い、普及を促進しています。また、区の施設の新築・改築の時に太陽光発電システムの導入を進めています。

引き続き、再生可能エネルギーの活用を促していくことが必要です。

(3) 地球温暖化の影響

温室効果ガスの削減に世界中で取り組んでいますが、依然として温室効果ガスの濃度は上昇傾向にあり、地球温暖化も進んでいます。すでに各地に夏の暑さや、極端な気象現象の増加などによる影響があらわれはじめています。

特に東京などの都市部では、ヒートアイランド現象も加わり、猛暑日や熱帯夜が増加傾向にあります。また、「ゲリラ豪雨」と呼ばれる現象も増加しており、都市型の水害などのリスクも増えています。

区においても、熱中症対策や水害対策などを進めてきましたが、今後、さらに気候の変化に備えた対策が求められています。

2. 施策群と目標

柱 1 地球温暖化・エネルギー対策

エネルギーを賢く使うとともに、気候変動に適應できるまちをつくる

施策群 1-1 エネルギーの効率的な利用

地球温暖化対策の基本は、化石燃料の使用を減らすことです。そのためには、エネルギーを効率的に使って、使用量を減らすことが最も重要です。日常生活における省エネ行動や、省エネ型の設備や家電の利用、住宅や事務所ビルなどの建築物の省エネ性能の向上など、足立区で暮らし働くひとりひとりの実践を促します。

- 施策① 身近な省エネ行動の促進
- 施策② 高効率な設備・機器への更新
- 施策③ 建物の省エネ性能の向上
- 施策④ 低炭素な交通手段への転換

目標 区内のエネルギー使用量を減らす

指標 「節電や節水など省エネルギーを心がけている」人を増やす
2024 年度 〇% （2015 年度実績 〇%から〇ポイント増）

施策群 1-2 低炭素なエネルギーの利用拡大

日常的に利用しているエネルギーのほとんどは、化石燃料に由来します。これらを低炭素なエネルギーに転換することは、CO₂ の排出量を削減し、地球温暖化対策に大きく貢献します。また、再生可能エネルギーは、資源の少ない日本にとって、エネルギー自給率を高めるためにも、利用を拡大していくことが重要です。

太陽エネルギーの導入促進を継続するとともに、将来的な水素社会に向けた検討など、より低炭素なエネルギーへの転換を推進します。

- 施策① 太陽エネルギーの利用促進
- 施策② 低炭素エネルギー導入可能性の検討

目標 区内の再生可能エネルギー利用量を増やす

指標 区内の再生可能エネルギーの認定容量を増やす
2024 年度 〇kW （2015 年度実績 〇kW から〇%増）

施策群 1-3 CO₂吸収量の増大と気候変動の影響への適応

光合成によりCO₂を吸収する植物を増やすため、緑化を推進し、木材の積極的な利用等を通して、森林の適切な整備を支援します。

また、気候の変化は、すでにさまざまな影響を及ぼし始め、今後はますます顕著になることが想定されます。健康や防災など気候変動の影響に対して、さまざまな主体と連携して、気候変動への適応に取り組めます。

施策① CO₂吸収量を増やす取組みの推進

施策② 気候変動の影響への適応

目標 地球温暖化の影響に備え、対策を進める

指標 熱中症で搬送される患者数を減らす

2024 年度 ○人 （2015 年度実績 ○人から○%減）

3. 重点項目**重点 1 行動やライフスタイルの変革に向けた普及啓発の推進**

地球温暖化対策の基本であるエネルギー使用量を減らすため、日常行動やライフスタイルの変革を促進します

- 国民運動の普及啓発やクールネット東京と連携した取組みの推進
- 事業者と連携した省エネ行動の拡大の促進
- 地域課題の同時解決へと繋がる取組みへの発展
- 大学等と連携した若年層向けの取組みの推進

重点 2 家電や住宅・建築物等の省エネ化促進

省エネ性能の高い家電への買い替えや、住宅・建築物の省エネ化を促進し、エネルギー使用量を減らします。

- 補助によらない普及のしくみの検討
- 既存建物の省エネ改修を促すための誘導策の検討
- 新築建物の省エネ性能を向上させるための対策
- まちづくりの機会を捉えたエネルギー面的利用の推進

4. 施策と具体的な取組み

施策群 1-1 エネルギーの効率的な利用

「エネルギー使用量を減らす」

私たちの日々の暮らしや経済活動には、エネルギーが欠かせません。多くのエネルギーはCO₂を排出する化石燃料を使用しており、これらの資源は限りのあるものです。

エネルギーをできるだけ効率的に使い、使用量を減らすことは、地球温暖化対策のためにも、将来世代に有限な資源を残すためにも欠かせない取組みとなります。

区民、事業者等に対し、省エネをわかりやすく啓発し、日々の身近な行動を促すソフト面の対策とともに、機器・設備の更新や建物の省エネ性能向上などハード面の対策にも取り組みます。

ソフト、ハード両方の取組みを進め、区内のエネルギー使用量を減らします。

1-1-① 身近な省エネ行動の促進 重点 1

身近な省エネ行動をする「ひと」を増やし、省エネルギーの区民生活や事業活動への変革をめざします。

【具体的な取組み】 ◆は重点項目に関連するもの

◆国民運動（クールチョイス）の普及啓発やクールネット東京との連携

⇒生活の場面や年齢層などターゲットを絞った啓発（新規）

⇒省エネ診断や研修会などクールネット東京との連携（新規）

⇒子どもへの働きかけで省エネ行動を習慣づけ

◆事業者と連携した省エネ行動の拡大 再掲：5-3-①

⇒エネルギー使用量を把握し、削減を促すしくみの利用拡大（新規）

◆SNSを活用した省エネ行動の情報発信（新規）再掲：5-1-①

◆地域課題の同時解決へとつながる取組みへの発展

◆大学等と連携した若年層向けの取組み

◆省エネキャンペーンの実施 再掲：5-1-②

◇エコドライブの啓発

◇旬の食べものや食材の地産地消の啓発（新規）再掲：5-1-①

◇省エネガイドブック・パンフレットの作成と配布 再掲：5-1-②

1-1-② 高効率な設備・機器への更新 重点 2

省エネ設備・機器についての情報提供と更新に向けた支援を行い、高効率な設備・機器の普及を拡大し、エネルギー使用量の削減につなげます。

【具体的な取組み】 ◆は重点項目に関連するもの

- ◆省エネ設備・機器の情報提供 再掲：5-1-①
- ◆省エネ設備・機器への買い替え支援
- ◆補助制度利用者への調査による効果の把握（新規） 再掲：5-3-①
- ◆家庭用燃料電池（エネファーム）など高効率な設備・機器の導入促進
- ◆ノンフロン機器への転換促進
- ◆蓄電池、HEMS等の導入促進
- ◇区施設の設備・機器の計画的な更新

【中長期的に実施すべき取組み】

- ◆補助によらない普及のしくみの検討（新規）
- ◆CO₂削減効果を踏まえた補助制度の見直し（新規）

1-1-③ 建物の省エネ性能の向上 重点 2

建物の新築・改修時における省エネ性能の向上を促進します。特に今後、国の新たな省エネ基準が強化される予定がありますので、この基準に沿った新築建築物で省エネ性能が向上することが期待されます。建物の省エネ性能を向上させ、区の課題となっている家庭部門、業務部門のCO₂削減につなげます。

【具体的な取組み】 ◆は重点項目に関連するもの

- ◆新築建物の省エネ性能向上のための対策の推進（新規）
⇒国の新たな省エネ基準適合
- ◆断熱性能の向上や設備・機器の更新による建物の省エネ対策の促進
- ◆遮熱塗装や二重窓の導入促進
- ◆住宅の省エネ性能表示制度のPR（新規） 再掲：5-1-①
- ◇新築、改築する区施設の省エネ化の推進（新規）

【中長期的に実施すべき取組み】

- ◆既存建物の改修を促すための誘導策の検討（新規）
⇒居間など利用頻度が高い場所に絞った初期投資の少ないミニエコ改修の促進
⇒住宅展示場との連携による省エネ住宅の快適性を実感できる場づくり
- ◆まちづくりの機会をとらえたエネルギーの面的利用の推進（新規）

1-1-④ 低炭素な交通手段への転換 重点 1

移動手段をできるだけマイカーから公共交通や自転車に転換するとともに、CO₂排出量の少ないエコカーの導入を促進し、区の課題となっている自動車部門のCO₂削減につなげていきます。

【具体的な取組み】 ◆は重点項目に関連するもの

- ◆公共交通・自転車を優先的に利用した移動の促進
- ◇エコカーへの買い替え促進
- ◇自転車利用の環境整備

施策群 1-2 低炭素なエネルギーの拡大 「エネルギーをつくる」

再生可能エネルギーの利用を拡大することで化石燃料の利用が減り、CO₂の削減につながります。再生可能エネルギーの中で、足立区で最も利用しやすい太陽エネルギーについて、住宅、事業者への導入支援と区施設への率先導入を進め、区内でつくるエネルギーを増やします。

あわせて、多様な低炭素エネルギーに関する情報収集を進め、導入可能性を検討します。

1-2-① 太陽エネルギーの利用促進

区民、事業者等に対して、太陽熱利用システム及び太陽光発電システムの導入に向けた支援を行うとともに、区内の取扱店と連携し、太陽光発電について安心して相談ができるしくみを運営していきます。あわせて区施設への太陽光発電システムの導入を推進します。

【具体的な取組み】

◇太陽光発電、太陽熱利用システムの導入支援

◇そらつな制度の推進 再掲：5-3-①

⇒あだち空とつながるプロジェクト（太陽光発電設置促進店舗登録制度）

◇区施設における太陽エネルギー利用機器の率先導入

【中長期的に実施すべき取組み】

◇新築時の太陽エネルギー導入を促進するしくみの検討（新規）

◇太陽光発電や蓄電池等を利用した自立型街路灯導入の検討（新規）

1-2-② 低炭素エネルギー導入可能性の検討

太陽エネルギー以外の再生可能エネルギーなど、最新の技術や国や都の動向、先進事例等の情報を収集し、導入の可能性を検討します。また、CO₂排出がより少ないエネルギーを選ぶための情報を提供します。

【具体的な取組み】

◇技術の動向や先進事例等に関する情報収集

◇電力会社別のCO₂排出係数など、低炭素なエネルギーを選択するための情報提供（新規） 再掲：5-1-①

【中長期的に実施すべき取組み】

◇区施設への多様なエネルギーの導入可能性の検討（新規）

◇東京都の動向を踏まえた水素エネルギー活用の検討（新規）

施策群 1-3 CO₂吸収量の増大と気候変動の影響への適応
「気候変動に備える」

緑化の推進や森林の保全、整備によりCO₂吸収量を増やすことが重要ですが、区内には森林がありません。このため、他の地域と連携し、木材利用やカーボン・オフセットを進め、森林の保全と整備を支援します。

また、気候変動による影響はすでにあらわれ始め、その影響がますます大きくなることが予想されます。集中豪雨や気温の上昇などの気候変動に伴う影響への対応を推進します。

1-3-① CO₂吸収量を増やす取組みの推進

身近な緑化を推進するとともに、木材利用やカーボン・オフセットを通じ森林の大切さを啓発します。

【具体的な取組み】

- ◇緑化基準に基づく緑化の推進 再掲：4-3-②
- ◇民間施設への緑化指導 再掲：4-3-②
- ◇区主催のイベントにおけるカーボン・オフセットの実施
- ◇新築する区施設での木材利用の推進（新規）

【中長期的に実施すべき取組み】

- ◇区民・事業者への木材利用の呼びかけ（新規）

1-3-② 気候変動の影響への適応

気温の上昇や極端な気象の増加など気候変動の影響について情報を収集し、気候変動に備えた対策を推進します。区民・事業者等にも対策の必要性をわかりやすく啓発します。

【具体的な取組み】

- ◇熱中症対策の推進
- ◇集中豪雨等の災害対策の推進
- ◇気候変動の影響予測の情報収集と影響への対応の啓発（新規）

【中長期的に実施すべき取組み】

- ◇極端な気象や夏の長期化等に対応した既存対策の強化（新規）
- ◇中長期的な気候変動を考慮した住まいや暮らしなどライフスタイルの検討（新規）

柱 2 循環型社会の構築

1. 現状と課題

(1) 家庭ごみの排出量

2014（平成 26）年度の区が収集しているごみ量は約 140,000 t で、2003（平成 15）年以降ずっと減少傾向にあります。

しかし、足立区など 23 区のごみの最終処分場である東京港の中央防波堤外側埋立処分場と新海面処分場には限りがあります。可能な限り長期にわたって使い続けていくためには、引き続きごみの減量を推進していく必要があります。

引き続き、ごみ出しのルールや分別方法、ごみ減量の呼びかけ等をきめ細やかに発信していきます。

また、今後、高齢化の進展や区民のライフスタイルの多様化に合わせて、ごみ処理の方法等を検討していく必要もあります。

(2) 資源回収量

2015（平成 27）年度の資源回収量は約 33,000t で、このうち行政回収が約 21,000t、集団回収が 12,000t でした。行政回収の資源は増加傾向にありますが、集団回収の古紙量が落ちているため、全体としては減少傾向にあります。

今後、リユースやリサイクルに対するさらなる意識向上をはかりつつ、資源化の対象品目を拡大する取組みを進める必要があります。

また、家庭や飲食店などにおける食べ残しや調理くず、賞味期限切れ食品の廃棄などによる「食品ロス」も大きな課題です。食品ロスを削減するためのしくみづくりや普及啓発が必要となっています。

2. 施策群と目標

柱 2 循環型社会の構築

くらし方の工夫で、ごみを減らすとともに、資源が循環するまちをつくる

施策群 2-1 廃棄物減量の推進

循環型社会を構築するうえで、廃棄物の減量が最も重要かつベースとなる取組みです。

区民のライフスタイルの多様化に対応し、3Rの中でも特にごみを出さないリデュースを推進するとともに、新たに食品や紙類等の資源ロスにも着目し、家庭や事業所から排出されるごみの減量に取り組みます。

施策① 日常的なごみ減量行動の促進

施策② 資源ロスの削減

目標 3Rの推進と分別の徹底により廃棄物の量を減らす

指標 1人1日あたりの家庭ごみ排出量を減らす

2024年度 ○kg (2015年度実績 ○kg から○%減)

施策群 2-2 持続可能な資源利用への転換

区民や事業者と連携し、身近なリユースを促すしくみづくりや、集団回収や店頭での回収などで資源化をすすめるとともに、資源化の対象品目の拡充を検討し、資源化率の向上に取り組みます。

また、水循環の大切さを啓発し、水の効率的な利用と有効利用を促します。

施策① 身近なリユースを促すしくみづくり

施策② 資源化品目の拡充とリサイクルを促すしくみづくり

施策③ 水の循環の推進

目標 資源の循環利用を推進する

指標 資源化率を増やす

2024年度 ○% (2015年度実績 ○%から○ポイント増)

施策群 2-3 廃棄物の適正処理
きめ細かな指導や啓発により、日常のごみだしルールの徹底や集積所の美化、事業系廃棄物の適正処理向上などに取り組めます。 また、社会の変化や災害への対応などを見据えた、適正な処理対策を検討・実施します。
施策① 排出ルールの周知徹底とごみ集積所の美化 施策② 事業系廃棄物の処理責任の徹底と適正処理の向上 施策③ 社会状況の変化に即した適正処理のしくみづくり 施策④ 災害廃棄物の対策強化
目標 環境負荷の軽減と生活環境の保全に向け、廃棄物を適正に処理する 指標 区内のごみ量（区の収集ごみ量＋事業系の持込みごみ量）を減らす 2024 年度 〇t （2015 年度実績 〇t から〇%減）

3. 重点項目

重点 3 資源ロスを削減する取組みの促進
きちんと分別されれば資源となる紙類や、まだ食べられる食品の廃棄物など、資源ロスを削減します。 ● フードロスを減らすしくみの検討 ● ごみ分別の徹底
重点 4 資源化の促進
リサイクル事業者等との連携による資源化品目の拡充や、区民・事業者との連携による回収のしくみを整備して資源化を促進します。 ● 資源化品目の拡充 ● 資源化の必要性や区の実践のわかりやすい啓発
重点 5 災害廃棄物の対策強化
被災から一日も早い復興ができるように、災害廃棄物の処理のしくみをつくれます。 ● 事業者や他自治体と連携した共同処理のしくみづくり ● 災害廃棄物処理計画の策定

4. 施策と具体的な取組み

施策群 2-1 廃棄物減量の推進

「リデュース」

ごみの発生抑制は、循環型社会を形成する上で、重要な取組みです。

日々のごみを減らすために、啓発や情報発信を実施するとともに、資源ロスの削減に努めます。

2-1-① 日常的なごみ減量行動の促進 重点 3

ごみ施策の「見える化」やレジ袋削減などを啓発し、区民や事業者のごみ減量行動を促進します。

【具体的な取組み】 ◆は重点項目に関連するもの

◇リデュースに重点をおいた啓発（新規）

◆ごみの出し方や分別のわかりやすいPR 再掲：5-1-①

◇処理経費の発信等ごみ施策の「見える化」の強化（新規）再掲：5-1-①

◇ごみ出しアプリなど情報提供の多言語化推進 再掲：5-1-①

【中長期的に実施すべき取組み】

◇多様化するライフスタイルに合わせた効果的な情報提供（新規）

2-1-② 資源ロスの削減 重点 3

きちんと分別されれば資源として再利用できるものが、他の廃棄物と混ぜられている資源ロスが大量に発生しています。特に食品や紙類等の資源ロスを削減する取組みを推進します。

【具体的な取組み】 ◆は重点項目に関連するもの

◆食品や資源になる紙類等の資源ロス削減（新規）

◆食品ロス問題の啓発（新規）

【中長期的に実施すべき取組み】

◆外食産業・団体等との連携によるフードバンクの活用（新規）

再掲：5-3-①

◆関係機関との連携による啓発イベントの検討（新規）再掲：5-1-②

施策群 2-2 持続可能な資源利用への転換

「リユース、リサイクル」

循環型社会を構築する上で、限りある資源を有効活用していくことが欠かせません。資源の再利用を促進するための情報提供や新たな資源化品目を検討し、持続可能な資源利用へと転換していきます。

2-2-① 身近なリユースを促すしくみづくり

区民、事業者等と連携して、家庭などで眠っている不用品がごみにならないよう、リユース活動を促すしくみを構築していきます。

【具体的な取組み】

◇イベント等におけるリユース食器の促進（新規）再掲：5-1-②

◇Rのお店の情報提供と連携強化 再掲：5-1-②、5-3-①

【中長期的に実施すべき取組み】

◇事業者等との連携による再利用を促すしくみの検討（新規）

2-2-② 資源化品目の拡充とリサイクルを促すしくみづくり 重点4

引き続き、区民、事業者との連携によるリサイクルを推進するとともに、区内にリサイクル関連事業者が多いという特性を生かし、資源化品目の拡充を検討していきます。

【具体的な取組み】 ◆は重点項目に関連するもの

◆集団回収の推進

◆資源ごみ買取市の拡充 再掲：5-3-①

◆布団の資源化の検討（新規）

【中長期的に実施すべき取組み】

◆新たな品目についての資源化の検討（新規）

◆事業者から排出される雑紙等の資源回収と有効利用の検討（新規）

2-2-③ 水の循環の推進

国の水循環基本計画を踏まえ、水が貴重な資源であることを啓発するとともに、水の効率的な利用や水辺の環境保全などを進め、健全な水の循環の維持、回復につなげていきます。

【具体的な取組み】

◇水の大切さの啓発

◇水をテーマにした展示や講演会などの実施 再掲：5-1-②

◇節水の啓発と雨水・中水の利用促進

◇地下水、湧水の現状把握と保全

◇水害や渇水への対策の推進

施策群 2-3 廃棄物の適正処理

「ごみの適正処理」

家庭ごみと事業系ごみの適正な排出を促すとともに、より効率的な収集運搬体制を構築します。あわせて災害廃棄物の対策強化を推進します。

2-3-① 排出ルールの周知徹底とごみ集積所の美化

排出ルールを周知し、排出マナーの向上を図り、ごみ集積所の美化を進めます。あわせて資源ごみ持ち去り防止に向けた対応を推進します。

【具体的な取組み】

- ◇ふれあい指導による排出指導の強化
- ◇資源持去り対策の強化
- ◇集積所の美化対策の推進
- ◇し尿の適正処理の推進

【中長期的に実施すべき取組み】

- ◇不適正な排出をされない集積所美化対策の推進（新規）

2-3-② 事業系廃棄物の処理責任の徹底と適正処理の向上

事業者に対して、事業系廃棄物の処理責任の意識啓発や適正処理の指導を推進します。

【具体的な取組み】

- ◇正しい廃棄物の処理方法の啓発及び排出指導
- ◇事業系有料ごみ処理券の貼付指導（新規）
- ◇廃棄物管理責任者講習会の実施
- ◇優良排出事業者への感謝状の贈呈 再掲：5-3-①
- ◇区収集基準非該当事業者の区収集から許可業者への切り替え指導（新規）

【中長期的に実施すべき取組み】

- ◇排出事業者と処理事業者との連携による適正処理向上のしくみの検討（新規）
- ◇事業系有料ごみ処理券貼付率 100%に向けた適正処理のしくみの検討（新規）

2-3-③ 社会状況の変化に即した適正処理のしくみづくり

廃棄物の処理体制を社会状況の変化にあわせて見直していきます。

【具体的な取組み】

- ◇効率的な収集運搬体制の確立（新規）
- ◇新たな清掃事業運営体制の検討（新規）

【中長期的に実施すべき取組み】

- ◇家庭ごみの有料化についての検討
- ◇高齢者や障がい者を考慮したごみ収集のしくみの検討（新規）

2-3-④ 災害廃棄物の対策強化 **重点5**

被災から一日でも早く復興するために、大量に発生したがれき等を迅速に処理しなければいけません。そのためには災害廃棄物の適切な分別方法や仮置き場の位置、自治体が共同処理するしくみ等について整備する必要があります。

【具体的な取組み】 ◆は重点項目に関連するもの

◆災害廃棄物処理計画の策定（新規）

【中長期的に実施すべき取組み】

◆特別区災害廃棄物の共同処理の検討（新規）

◆事業者や他自治体と連携した共同処理のしくみの検討（新規）

柱3 安全安心で快適なくらしの確保

1. 現状と課題

(1) 事業場等への指導など

区内の工場等の事業者に対し、法令に基づいて、騒音・振動・悪臭等の防止、大気汚染及び水質汚染の発生抑制性及び土壌汚染対策などの指導を行ってきました。現在は、事業場に起因する公害現象の増加は抑制されています。

(2) 一般大気、道路騒音、河川等の水質

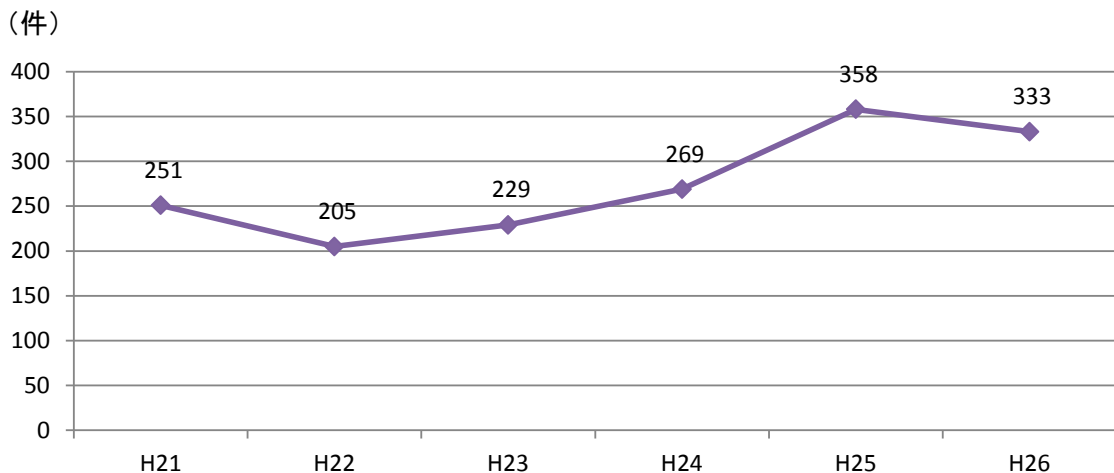
ダイオキシン類や浮遊粒子状物質など、大気的环境基準はおおむね達成しており、良好な生活環境が維持されていますが、オキシダントやPM2.5など一部については、課題があります。騒音については、一部、交通量の多い幹線道路沿いにおいて、環境基準を未達成の区間もありますが、年々、改善の傾向にあります。

今後も、測定結果を注視しながら、関係機関と連携して適切な対応を図ることが必要です。

(3) 苦情等への対応

公害苦情の相談件数は、平成25年度まで増加傾向にありましたが、平成26年度には減少しました。特に騒音に関する相談が多くなっています。

今後も、公害苦情や住環境トラブルに対して適切に対応していきます。



足立区の公害苦情相談受付数の経年変化

出典) 数字で見る足立

2. 施策群と目標

柱 3 安全安心で快適なくらしの確保

公害等を防止し、より健康で快適な生活環境の維持、向上をはかる

施策群 3-1 生活環境の保全と公害対策の推進

区内はおおむね良好な環境になっています。これを引き続き維持していくため、さまざまな監視を実施し、必要に応じて改善に取り組みます。

また、事業者等に対しては、法令に基づく適切な指導等を行い、環境に与える影響を抑制します。

施策① 工場、事業場等への公害規制指導

施策② 大気、水質、騒音等の定期的な調査

施策③ 公害苦情の相談への対応

施策④ 土地・建物の適正な管理の推進

目標 公害対策を推進し、公害苦情の相談件数を減らす

指標 公害苦情の相談件数を減らす

2024 年度 ○件 （2015 年度実績 ○件から○%減）

施策群 3-2 快適で美しいまちづくり

安全で快適なまちを実現するため、環境保全を意識した、計画的なまちづくりに取り組みます。

また、まちの美化や景観の保全・改善を進めるとともに、区民マナーの向上などにより、美しく住みやすいまちづくりを進めます。

施策① 安全、快適を実現する計画的なまちづくりの推進

施策② 美しいまちの創出と維持

目標 まちの美化を促進する

指標 地域で自主的に美化活動をしている団体数を増やす

2024 年度 ○団体 （2015 年度実績 ○団体から○%増）

3. 重点項目

重点 6 不法投棄対策の推進
不法投棄に迅速に対応するとともに、不法投棄を防止する対策を進めます。 ● 総合窓口と不法投棄 110 番によるワンストップサービスの実施 ● 関係所管と連携した不法投棄対策の推進 ● 土地所有者・管理者に対する不法投棄防止の啓発
重点 7 ごみ屋敷対策の推進
個々の事例に合わせたきめ細かなごみ屋敷対策を進めます。 ● 相談受理から 3 日以内に現場確認 ● 医療・保健・介護・福祉と連携した対応 ● 日常的な見守りなど再発防止策の実施 ● 空き家・空き地の所有者に対する管理適正化の啓発

4. 施策と具体的な取組み

施策群 3-1 生活環境の保全と公害対策の推進

「安全安心に暮らせる生活環境を確保する」

生活環境（大気、騒音、振動、悪臭など）を維持・改善することは、健全かつ快適な暮らしを実現する上で、基盤となる取組みです。

各種法令に基づく調査、指導、対策推進等を適切に進めるとともに、苦情・要望に適切に対応できる仕組み、体制を構築します。

3-1-① 工場、事業場等への公害規制指導

区内の工場や事業場に対し、法令等に基づく適切な指導や許認可手続きを行い、生活環境の保全を推進します。

【具体的な取組み】

- ◇工場・指定作業場などの認可等における公害防止推進
- ◇大気汚染の防止
- ◇水質汚濁の防止
- ◇土壌・地下水対策の推進
- ◇騒音・振動の防止
- ◇悪臭の防止
- ◇地盤沈下の防止
- ◇有害化学物質の適正管理制度による排出量抑制の推進
- ◇アスベスト飛散防止対策の推進
- ◇自動車排気ガス対策の推進

〔第Ⅳ章 各柱の施策と取組み〕

- ◇光化学スモッグ対策の充実
- ◇ダイオキシン類対策の推進
- ◇河川水質浄化対策の推進
- ◇自動車騒音対策の推進
- ◇環境アセスメント

3-1-② 大気、水質、騒音等の定期的な調査

大気、水質、騒音等を対象に定期的な調査等を実施し、区内の状況を監視するとともに、区民や事業者、関係機関等へわかりやすく情報を提供します。

【具体的な取組み】

- ◇大気汚染の調査
- ◇河川水質の調査
- ◇自動車騒音・道路振動の調査
- ◇空間放射線量の調査
- ◇各調査結果の情報提供 再掲：5-1-①

3-1-③ 公害苦情の相談への対応

公害苦情に対し、相談体制を整備することで、適切な対応を進めていきます。

【具体的な取組み】

- ◇公害苦情の相談受付の充実
- ◇公害防止支援の推進

3-1-④ 土地・建物の適正な管理の推進 重点 6 重点 7

不法投棄対策やごみ屋敷対策を推進することで、適切な利用・管理を促していきます。

【具体的な取組み】 ◆は重点項目に関連するもの

- ◆ごみ屋敷等対策の推進
- ◆不法投棄対策の推進

施策群 2 快適で美しいまちづくり

「美しい生活環境をつくる」

快適な生活を送るためには、環境や景観に配慮したまちづくりを促進していく必要があります。安全かつ快適で、配慮した環境を整備するとともに、美化活動及び良好な景観保全を推進し、美しい環境のまちをつくります。

3-2-① 安全、快適を実現する計画的なまちづくりの推進

地域の特性を生かしたまちづくりを区民と共に推進し、良好な居住環境を創出していきます。

【具体的な取組み】

- ◇地区環境整備計画に基づく地域特性を生かした地区まちづくりの推進
- ◇区民のまちづくり意識を高め、区民主体のまちづくりの推進
- ◇地区まちづくり組織の活動支援
- ◇建て替え時のルール適合の誘導による良好な居住環境づくりの展開
- ◇開発諸制度を活用した計画的な都市基盤整備の推進
- ◇建築確認制度に基づき、建築物の建築基準関係法令等への適合を審査
- ◇建築紛争予防条例に基づき、建築計画に伴う日照阻害等の意見要望に関して事業者等を指導
- ◇環境整備基準及びワンルーム条例による民間事業者への指導
- ◇老朽危険家屋の所有者に対する適正な維持管理の指導（新規）
- ◇無接道家屋の建替え誘導（新規）

3-2-② 美しいまちの創出と維持

快適な環境を維持するための美化活動の推進や、良好な景観の形成を進めていきます。

【具体的な取組み】

- ◇ビューティフルウィンドウズ運動の推進
- ◇地域の美化活動の活性化と拡大 再掲：5-3-①
- ◇規制誘導を通じた景観形成の推進
- ◇景観資源を活かした景観形成の推進

柱 4 自然環境・生物多様性の保全

1. 現状と課題

(1) 緑の状況

保存樹木・樹林の指定や緑化の推進など緑の創出と保全に取り組んでいますが、開発などにより、屋敷林などの昔ながらの緑が減少している側面もあります。

今ある緑の保全に継続して取り組むとともに、新たな緑地の創出を強化していく必要があります。

(2) 生物の生息調査

区では、毎年、荒川、綾瀬川、毛長川、圀川の4河川に生息する魚類の調査と、野鳥モニターによる野鳥の生息調査を実施し、魚類と野鳥の生息状況の経年変化を把握するとともに、ホームページ等で公表しています。しかし、これらの調査データが、十分に活用されていないという課題もあります。

今後は、生物調査の区民参加を拡大し、区内の生物への関心を高めていくことが必要となっています。研究機関や大学等の専門的な視点を踏まえ、区民にとって参加しやすい身近な生物調査を実施し、調査結果の活用を検討していきます。

(3) 人と自然のふれあい

区内には、桑袋ビオトープ公園や生物園、都市農業公園など自然や生物とふれあうことができる施設があります。

今後は、身近な公園などにおいても、自然や生物と親しむことができる場として積極的に活用していく必要があります。あわせて、公園等の維持管理において、生物の生息に配慮した工夫も必要です。

(4) 生物多様性の保全

生物多様性の保全は、地球温暖化対策や循環型社会の構築と並び、重要な地球環境に関する課題です。すでに生物多様性が失われはじめ、危機に直面していますが、生物多様性の内容や重要性が十分理解されているとは言えません。特に、都市化された区内では、自然や生物とふれあう機会は少なく、私たちが日常生活で生物多様性について意識することはあまりありません。

しかし、すべての生物は、食をはじめ、さまざまな生物の恵みで支えられています。私たちの日常の暮らしも、多様な生物とつながっていることを認識し、生物多様性を将来にわたって保全していく行動が求められています。生物多様性への理解を深め、行動を促すような取組みを進めていくことが必要です。

2. 施策群と目標

柱 4 自然環境・生物多様性の保全

「ひと」と自然が相互に関わっていることを認識し、多様な生物と共生できるまちをつくる

施策群 4-1 自然や生物とふれあう機会の提供

自然や生物への関心を高め、身近に感じてもらうために、身近な生物情報の発信などに取り組みます。

また、桑袋ビオトープ公園や生物園、都市農業公園などの拠点施設や、友好都市等の豊かな自然を積極的に活用し、自然や生物とふれあう機会の充実を図ります。

施策① 自然や生物への関心を高める取組みの推進

施策② 自然体験や生物とふれあう機会の充実

目標 自然体験や生物とふれあう機会の提供数を増やす

指標 区民が参加できる自然体験や生物とふれあう機会を増やす

2024 年度 ○件 （2015 年度実績 ○件から○%増）

施策群 4-2 生物多様性への理解と取組みの推進

生物多様性の理解を促すため、パンフレットの作成と配布、イベントやキャンペーンの実施などにより、区民への浸透を図ります。

また、情報の蓄積と区民理解の促進の両方の側面から、多様な世代が参加可能な「区内の生物調査」を実施します。

施策① 生物多様性に対する理解の促進

施策② 区内の身近な生物の調査と生息環境の保全

目標 生物多様性に対する認識を高める

指標 生物調査の参加者、あだち自然ガイド投稿編の投稿者数を増やす

2024 年度 ○人 （2015 年度実績 ○人から○%増）

	施策群 4-3 多様な生きものが暮らす自然環境の保全と創出
	区内の自然環境の保全に取り組むとともに、緑化を推進します。また、学校、公園、公共施設等の整備や維持管理に際し、生物多様性の視点を考慮して進め、多様な生物と共生できる環境づくりを進め、区民の理解を深めていきます。
	施策① 緑地、樹木、農地、河川等の自然環境の保全
	施策② 生物多様性を考慮した緑化や公園等の整備と維持管理
	目標 地域特性を生かし、多様な生物が生息する環境をつくる
	指標 生物多様性の保全に配慮した公園の数を増やす
	2024 年度 ○件 （2015 年度実績 ○件から○%増）

3. 重点項目

重点 8 公園を活用した取組みの展開
自然環境や生物とふれあい、理解を広める場として、公園を活用していきます。 ● 地域住民の参画による公園整備の推進 ● 生物多様性に配慮した公園づくりと維持管理 ● 公園を活用した体験や学習プログラムの提供
重点 9 生物多様性の「実感を伴う理解」促進
生物多様性について正しく理解し、実感できるような取組みを推進します。 ● 区民参加の生物調査の実施 ● 子ども対象の体験学習を兼ねた生物調査の実施 ● 日常生活と結びつけた普及啓発 ● 桑袋ビオトープ公園や生物園、都市農業公園など身近で生物多様性を学ぶことができる施設の活用

4. 施策と具体的な取組み

施策群 4-1 自然や生物とふれあう機会の提供

「知る・ふれあう」

自然や生物と関わることで、自然の大切さを実感することができます。自然や生物への関心を高めるため、身近な自然や生物の情報提供や、自然体験や生物にふれあう場の提供を推進します。

4-1-① 自然や生物への関心を高める取組みの推進

自然や生物に対する関心を高めるため、区内の身近な生物のほか、絶滅危惧種や外来種問題、保全すべき国内外の貴重な自然など、さまざまな情報を提供していきます。あわせて、自然とのかかわりや四季を実感できる場づくりを進めます。

【具体的な取組み】

- ◇身近な生物の情報提供 再掲：5-1-①
- ◇魚類や野鳥の調査結果の公表 再掲：5-1-①
- ◇学校における緑のカーテンの実施 再掲：5-2-②
- ◇絶滅危惧種や外来種、貴重な自然に関する情報提供（新規） 再掲：5-1-①

4-1-② 自然体験や生物とふれあう機会の充実 重点 8

区内の公園や河川など自然や生物とふれあえる施設において実施している自然観察会、体験講座を充実させるとともに、区外の動物園、植物園などの情報提供や、友好都市等と連携した取組みを推進します。

【具体的な取組み】 ◆は重点項目に関連するもの

- ◆生物園、都市農業公園等における講座や自然観察、体験事業の実施
 - 再掲：5-2-① 再掲：5-2-② 再掲：5-2-③
- ◇川や水辺での自然観察、体験事業の実施
 - 再掲：5-2-① 再掲：5-2-② 再掲：5-2-③
- ◇友好都市等と連携したエコツアーや自然体験事業の実施（新規）
 - 再掲：5-2-① 再掲：5-2-② 再掲：5-2-③
- ◇営農継続が難しい農地を区民農園や体験型農園として活用
- ◇自然や生物とふれあうことができる場の情報提供 再掲：5-1-①
 - ⇒動物園、植物園、博物館など

施策群 4-2 生物多様性への理解と取組みの推進

「学ぶ・取り組む」

生物多様性への理解を深め、生物多様性に配慮した行動を促します。身近な区内の生物調査や身近な緑化などにより、幅広い世代への生物多様性に関する情報を提供します。

4-2-① 生物多様性に対する理解の促進 重点 8 重点 9

身近な生物や緑、食など生物多様性の恵みを実感できるような情報提供を行い、生物多様性への関心を高め、理解を深めます。

【具体的な取組み】 ◆は重点項目に関連するもの

◆桑袋ビオトープ公園など生物多様性にふれることができる場の活用

◆生物多様性保全に関するPRの推進（新規）再掲：5-1-②

⇒生物多様性キャンペーン、特別展示やイベントの開催

区の生物・自然のシンボルとなるものの選定

パネル展示や生物をテーマにした講演会の実施

パンフレットやハンドブックの作成と配布

◆小中学生向けの情報発信（新規）再掲：5-1-① 再掲：5-2-②

⇒環境学習スタートブックの改定、子ども向けパンフレットの作成など

◆身近なみどりの保全と創出 再掲：4-3-① 再掲：4-3-②

⇒庭やベランダの鉢植え、緑のカーテンなど

4-2-② 区内の身近な生物の調査と生息環境の保全 重点 9

区民参画による区内の生物調査を実施し、その結果を公表するとともに、調査結果を活用して生物の生息環境の保全を進めます。

【具体的な取組み】 ◆は重点項目に関連するもの

◆魚類調査の実施と結果の公表

◆野鳥モニターによる野鳥調査の実施と結果の公表

【中長期的に実施すべき取組み】

◆専門家と連携した区民参加型生物調査の実施（新規）

◆子どもを対象とした体験学習を兼ねた生物調査（新規）

再掲：5-2-① 再掲：5-2-②

◆大学、研究機関等との連携による調査結果の分析と活用（新規）

施策群 4-3 多様な生きものが暮らす自然環境の保全と創出 「守る・創る」

区内に残された貴重な自然環境を保全するとともに、生物多様性を考慮した整備や維持管理を行い、「ひと」と多様な生物が共生する自然環境をつくりまします。

4-3-① 緑地、樹木、農地、河川等の自然環境の保全

区内に残された貴重な自然環境である緑地や樹木、農地を保全する取組みを進めていきます。また、貴重な自然空間であるとともに区の自然環境のシンボルでもある河川の環境を守ります。

【具体的な取組み】

- ◇身近なみどりの保全 再掲：4-2-①
- ◇保存樹林、特別緑地保全地域の指定
- ◇農地の保全及び適切な維持管理の促進
- ◇関係機関との連携による河川環境の保全と活用

4-3-② 生物多様性を考慮した緑化や公園等の整備と維持管理 重点 9

引き続き緑化の推進や公園等の整備を進め、区内の自然環境を充実させていきますが、生物多様性の保全についても考慮して進めていきます。また、既存の公園等においても、生物多様性の保全につながるような維持管理を推進します。

【具体的な取組み】 ◆は重点項目に関連するもの

- ◇緑化基準に基づく緑化の推進
- ◇身近な緑の創出 再掲：4-2-①
- ◇民間施設への緑化指導
- ◇地区計画による公園や緑の確保
- ◆公園の維持管理における生物多様性の配慮（新規）
- ◆公園に生息する生物のわかりやすい見せ方の工夫（新規）

【中長期的に実施すべき取組み】

- ◆区民参加型の公園づくり（新規）

柱5 学びと行動のしくみづくり

1. 現状と課題

(1) 子どもたちの環境学習

区では、小学4年生から6年生を対象とした環境学習メニューとして、夏休みを活用した子供向けの学習プログラムや、小学校で活用できる環境読本の配布などを実施しています。しかし、地球温暖化対策が中心であり、他の分野の取組みが少ない点が課題となっています。

また、未就学児、小学校低学年、中学生向けの取組みの充実が課題となっています。

(2) 環境を学ぶ施設や機会

区では、桑袋ビオトープ公園、生物園、都市農業公園などにおいて、各種体験プログラム等を実施しています。また、自然とのふれあいを目的に、荒川及び圀川で自然観察会等を実施しています。

一方で、公園や施設をガイドできる人材が不足していること、これらの施設の交通の利便性があまり良くないこと等の課題もあります。自然環境分野が中心の講座や観察会に、地球温暖化対策や循環型社会の構築など他の視点を盛り込むことも必要です。

(3) 区内事業者、団体による環境活動

区内では多くの事業者や団体が環境に関する活動に取り組んでいます。事業者や団体が取り組んでいる環境活動の現状を把握し、情報を提供し、これらの活動を活性化させていく必要があります。

区には、区内で環境活動を行う事業者、団体を対象とした登録制のネットワーク「エコ活動ネットワーク足立 EANA（いーな）」があります。今後、EANAを事業者・団体が相互に連携するしくみに発展させていくことが求められます。

(4) リーダーの育成

区では、環境に関する様々なテーマについて、学習会や講座を実施しています。多くの参加者がこれらを修了していますが、その後のフォローアップに課題があります。

学習会や講座の修了者が、地域や職場で環境活動を広げていくリーダーとして活躍できるように、人材の育成と活躍の場づくりを進めていく必要があります。

2. 施策群と目標

柱 5 学びと行動のしくみづくり

すべての「ひと」が環境について共に学び、行動するしくみをつくる

施策群 5-1 環境情報の発信と環境意識の向上

S N Sなどを活用し、区民の生活や行動に関連の深い環境情報について積極的に発信して環境への意識を高め、行動の変化を促します。

また、イベントや展示、キャンペーンの展開など環境への意識を高める場や機会の提供に取り組みます。

施策① 環境に関する情報、環境配慮行動の発信

施策② 環境への意識を高める場や機会の提供

目標 環境について知る機会を提供し、環境への意識を高める

指標 S N Sなどさまざまな手法による情報発信回数を増やす

2024 年度 ○回 （2015 年度実績 ○回から○%増）

施策群 5-2 環境学習の推進と人材育成

環境に興味を持たせ、環境に配慮した行動を根付かせるため、発達段階に応じた環境学習に取り組みます。

未就学児については、保護者とともに学ぶプログラムを提供し、小中学生に対しては、全学年が取り組むことができるよう、環境学習ツールやプログラムの充実を図ります。

大人に対しては、環境学習講座の開催や、地域や事業者への学習機会の提供に取り組みます。

施策① 幼児向け環境教育の推進と体験の機会の提供

施策② 小中学生向け環境学習の推進

施策③ 大人向け環境学習の推進と人材の育成

目標 環境を学ぶ機会を充実し、「ひと」を育てる

指標 環境学習のプログラム数を増やす

2024 年度 ○個 （2015 年度実績 ○個から○%増）

施策群 5-3 環境保全活動の拡大
区民一人ひとりの活動を促すとともに、地域ぐるみや事業者による取り組みを支援します。区内の事業者や団体、リーダーのネットワークを強化し、連携した取組みが可能となるしくみをつくります。 施策① 環境に配慮した行動を促すしくみづくり 施策② 環境保全活動のネットワークづくり
目標 自主的に環境配慮行動に取り組む人を増やし、広げていく 指標 区民・事業者と連携して区が実施した環境保全事業を増やす 2024 年度 ○件 （2015 年度実績 ○件から○%増）

3. 重点項目

重点 10 子どもたちへの環境学習の推進
子どもの頃から環境行動を根付かせるため、発達段階に応じた環境学習を推進します。 ● 学校教育と連携したメニューの充実 ● 未就学児と保護者を対象とした学習機会の提供 ● 子ども向けの自然体験・自然観察の機会の拡大
重点 11 環境を学ぶ施設やメニューのさらなる拡大
さまざまな機会で環境を学べるようにメニューを拡大します。 ● 入門編、理解編、専門編といった段階的な学習機会の提供 ● 既存の施設や講座を環境に関して総合的に学べるように発展 ● 地域学習センター等で実施される環境以外の講座に環境の視点を盛り込む
重点 12 自発的な実践を促すしくみづくりと人材育成の展開
さまざま主体が環境活動を実践し、その輪が広がるしくみをつくります ● 事業者・団体の環境活動の把握とデータベース化 ● 区との連携や、事業者・団体相互の連携の促進 ● リーダーの役割、目的等を明確にした環境リーダーの育成 ● すでにさまざまな団体などで活動している人材の把握と活用

4. 施策と具体的な取組み

施策群 5-1 環境情報の発信と環境意識の向上

「知る」

環境に関するさまざまな情報をわかりやすく提供することは、環境に関心を持つための欠かせない取組みです。さまざまな形での積極的な環境情報の発信や、環境イベントの開催で環境意識を向上します。

5-1-① 環境に関する情報、環境配慮行動の発信

環境を身近に感じ、興味、関心を持たせ、行動を促すような情報を発信します。

【具体的な取組み】

◇環境情報の収集、整理と使いやすい形での提供

⇒環境への興味を持たせ、関心を高めるための情報の提供

身近な生物の情報提供 再掲：4-1-①

自然や生物とふれあうことができる場の情報提供 再掲：4-1-②

生物多様性に関する小中学生向けの情報発信 再掲：4-2-①

⇒具体的な行動を促す情報提供

S N S を活用した省エネ行動の情報発信（新規）再掲：1-1-①

旬の食べものや食材の地産地消の啓発（新規）再掲：1-1-①

省エネ設備・機器の情報提供 再掲：1-1-②

住宅の省エネ性能表示制度のP R（新規）再掲：1-1-③

ごみの出し方や分別のわかりやすいP R 再掲：2-1-①

処理経費の発信等ごみ施策の「見える化」の強化（新規）再掲：2-1-①

ごみ出しアプリなど情報提供の多言語化推進 再掲：2-1-①

R のお店の情報提供と連携強化 再掲：2-2-①

⇒データや科学的知見などの情報提供

電力会社別のC O₂ 排出係数など、低炭素なエネルギーを選択するための
情報提供（新規）再掲：1-2-②

大気、水質、騒音等の調査結果の情報提供 再掲：3-1-②

魚類や野鳥の調査結果の公表 再掲：4-1-①

絶滅危惧種や外来種、貴重な自然に関する情報提供（新規）

再掲：4-1-①

◇環境活動に取り組む団体等の情報提供 再掲：5-3-①

◇S N S を活用したタイムリーな情報発信（新規）

⇒季節や場面に応じた具体的な行動の発信

5-1-② 環境への意識を高める場や機会の提供 **重点 11**

環境イベントやキャンペーン、展示やパンフレットなど環境意識向上につながる場や機会を提供します。

【具体的な取組み】◆は重点項目に関連するもの

- ◆生物園やリサイクルセンター等環境を考えるきっかけとなる場の利用拡大
- ◆拠点となる施設が提供するプログラムの充実
- ◆環境イベントやキャンペーンの展開
 - ⇒省エネキャンペーンの実施 **再掲：1-1-①**
 - ⇒資源ロス啓発イベントの検討（新規） **再掲：2-1-②**
 - ⇒イベント等におけるリユース食器の促進（新規） **再掲：2-2-①**
- ◆公共施設での展示、PRの実施
 - ⇒水をテーマにした展示や講演会などの実施 **再掲：2-2-③**
 - ⇒生物多様性保全に関するPRの推進（新規） **再掲：4-2-①**
- 生物多様性キャンペーン、特別展示やイベントの開催
- ◆パンフレットやハンドブック等の作成と配布による環境意識の醸成 **再掲：1-1-①**

施策群 5-2 環境学習の推進と人材育成
「学ぶ」

環境に興味、関心を持った方々に、より深く学ぶ機会を提供するとともに、積極的に行動するリーダーを育成します。特に、次世代を担う子どもたちが、発達段階に応じて、自然と環境行動が身につくきめ細かな学習プログラムを進めていきます。

5-2-① 幼児向け環境教育の推進と体験の機会の提供 **重点 10** **重点 11**

保護者と一緒に楽しみながら参加できる自然観察会や体験型の講座を実施し、環境行動のきっかけを作ります。

【具体的な取組み】◆は重点項目に関連するもの

- ◆保護者を巻き込んだ幼児向け環境学習の推進
- ◆親子で参加できる自然体験イベントの実施
 - ⇒生物園、都市農業公園等における講座や自然観察、体験事業 **再掲：4-1-②**
 - ⇒川や水辺での自然観察、体験学習の実施 **再掲：4-1-②**
 - 荒川や圀川での体験イベントなど
 - ⇒友好都市等と連携したエコツアーや自然体験 **再掲：4-1-②**
- ◆保育園等で実施できる環境学習プログラムの提供（新規）

【中長期的に実施すべき取組み】

- ◆子どもを対象とした体験学習を兼ねた生物調査（新規） **再掲：4-2-①**

5-2-② 小中学生向け環境学習の推進 重点10 重点11

小中学校と連携した取組みのほか、家庭や地域など学校外での学習や環境活動を推進します。あわせて小中学生が自ら学び、取り組むことができるプログラムを充実します。

【具体的な取組み】◆は重点項目に関連するもの

◆環境学習ツールの作成と配布

⇒環境スタートブックなど

生物多様性に関する情報発信 再掲：4-2-①

◆学校における緑のカーテンの実施 再掲：4-1-①

◆小中学生が自ら取り組むプログラムの実施

⇒夏休み子どもエコプロジェクトなど

◆学校外で自然体験や学習に取り組む機会の提供（新規）

⇒生物園、都市農業公園等における講座や自然観察、体験事業

再掲：4-1-②

⇒川や水辺での自然観察、体験学習の実施 再掲：4-1-②

荒川や圀川での体験イベントなど

⇒友好都市等と連携したエコツアーや自然体験 再掲：4-1-②

【中長期的に実施すべき取組み】

◆環境学習ツール活用のための教員向け研修会の実施（新規）

◆地域団体等が実施する子ども向け環境学習の支援（新規）

◆子どもを対象とした体験学習を兼ねた生物調査（新規） 再掲：4-2-①

5-2-③ 大人向け環境学習の推進と人材の育成 重点11 重点12

大人を対象とした環境を学ぶさまざまな機会を提供し、地域や職場で環境活動のリーダーとなる人材を育成します。

【具体的な取組み】◆は重点項目に関連するもの

◆大人向け講座等の実施

⇒生物園、都市農業公園等における講座や自然観察、体験事業

再掲：4-1-②

あだち環境ゼミナール、荒川や圀川での体験イベントなど 再掲：4-1-②

友好都市等と連携したエコツアーや自然体験 再掲：4-1-②

◆ミニ講演会や見学会などの機会提供

◆リーダーを活用した出前講座や取組み発表会の開催

◆目的、役割を明確化し、各分野で活動している人材をリーダーとして活用

◆新たなリーダーの育成（新規）

◆入門、中級、上級など段階に応じた学習機会の提供（新規）

◆5分程度のワンポイント環境講座プログラムの提供（新規）

⇒環境以外のさまざまな講座の中で活用し、環境行動のきっかけとする。

施策群 5-3 環境保全活動の拡大

「広げる」

区民や団体のみならず、事業者も社会貢献活動として環境保全に取り組んでいます。こうした活動をさらに促進し、各主体間のネットワークを広げていくことで環境保全活動の拡大につなげます。

環境に配慮した活動している事業者、団体の情報提供を行い、各主体間のネットワークの形成を促進します。

5-3-① 環境に配慮した行動を促すしくみづくり 重点 11 重点 12

効果の「見える化」や、無理なく継続できるしくみなど環境に配慮した行動を促すさまざまなしくみをつくるとともに、自主的な環境行動を支援します。

【具体的な取組み】◆は重点項目に関連するもの

◆身近な環境行動に取り組むしくみの強化

⇒資源ごみ買取市の拡充 再掲：2-2-②

⇒地域の美化活動の活性化と拡大 再掲：3-2-②

◆環境活動に取り組む団体等の情報提供 再掲：5-1-①

◆環境基金助成による活動支援

⇒先導的な研究活動、地域での実践活動など

◆事業者や研究機関と連携した取組みの推進

⇒事業者と連携した省エネ行動の拡大 再掲：1-1-①

エネルギー使用量を把握し、削減を促すしくみの利用拡大（新規）

⇒そらつな制度の推進 再掲：1-2-①

あだち空とつながるプロジェクト（太陽光発電設置促進店舗登録制度）

⇒外食産業・団体等との連携によるフードバンクの活用（新規）

再掲：2-1-②

⇒Rのお店の情報提供と連携強化 再掲：2-2-①

◆環境に配慮した活動を発表する場や表彰制度の検討（新規）

⇒優良排出事業者への感謝状の贈呈 再掲：2-3-②

【中長期的に実施すべき取組み】

◆環境行動の具体的な効果の情報提供（新規）

⇒補助制度利用者への調査による効果の把握（新規） 再掲：1-1-②

◆無理なく継続できるしくみの検討（新規）

5-3-② 環境保全活動のネットワークづくり **重点12**

環境保全活動を行っている個人、事業者、団体をつなげ、その輪を広げていくネットワークをつくりまします。

【具体的な取組み】 ◆は重点項目に関連するもの

- ◆エコ活動ネットワーク足立（EANA）の活性化
- ◆環境保全活動に取り組む事業者、団体等の情報収集と活用
⇒事業者、団体のデータベース化など
- ◆区の事業における事業者や研究機関との連携推進

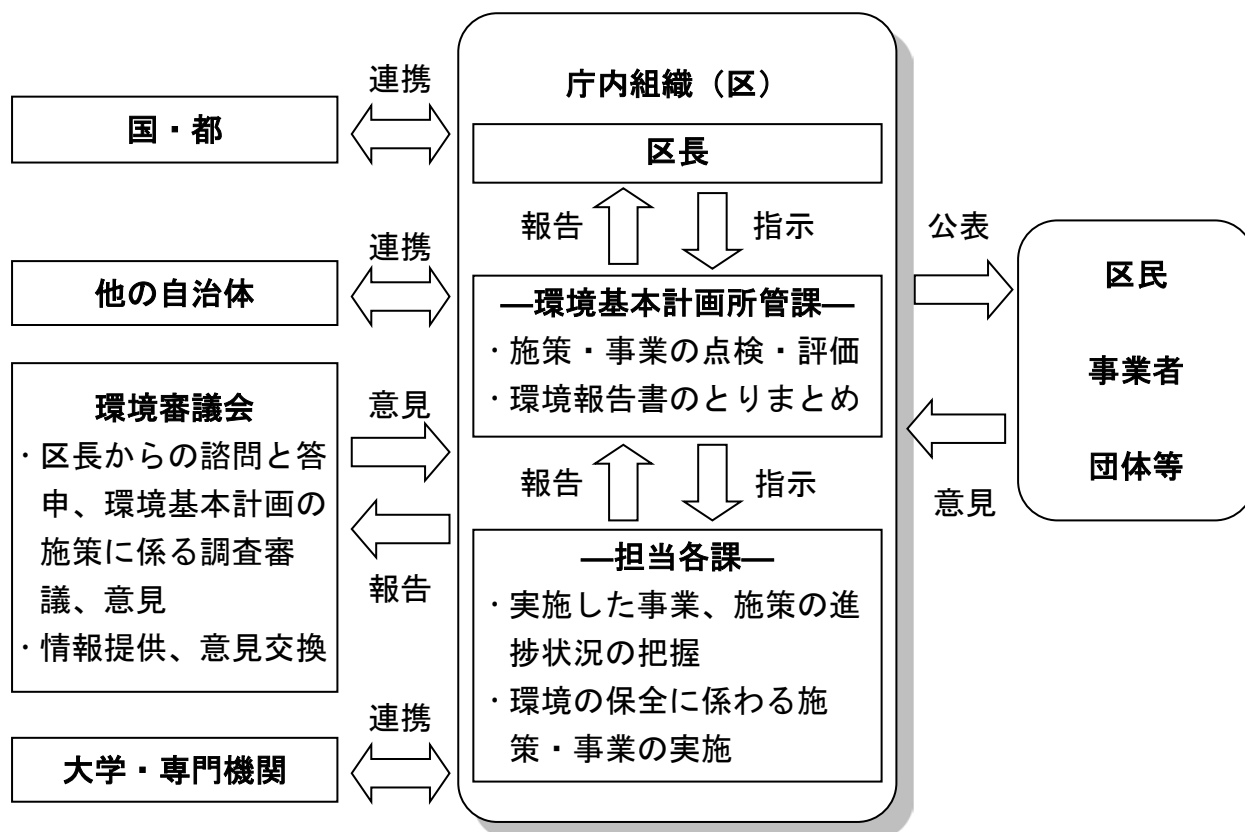
【中長期的に実施すべき取組み】

- ◆子ども、地域、事業者などの取組み発表の機会の提供（新規）
- ◆各拠点施設の合同活動報告会の開催（新規）
- ◆各主体をコーディネートする人材の育成（新規）

第Ⅴ章 第三次足立区環境基本計画の進行管理

1. 推進体制

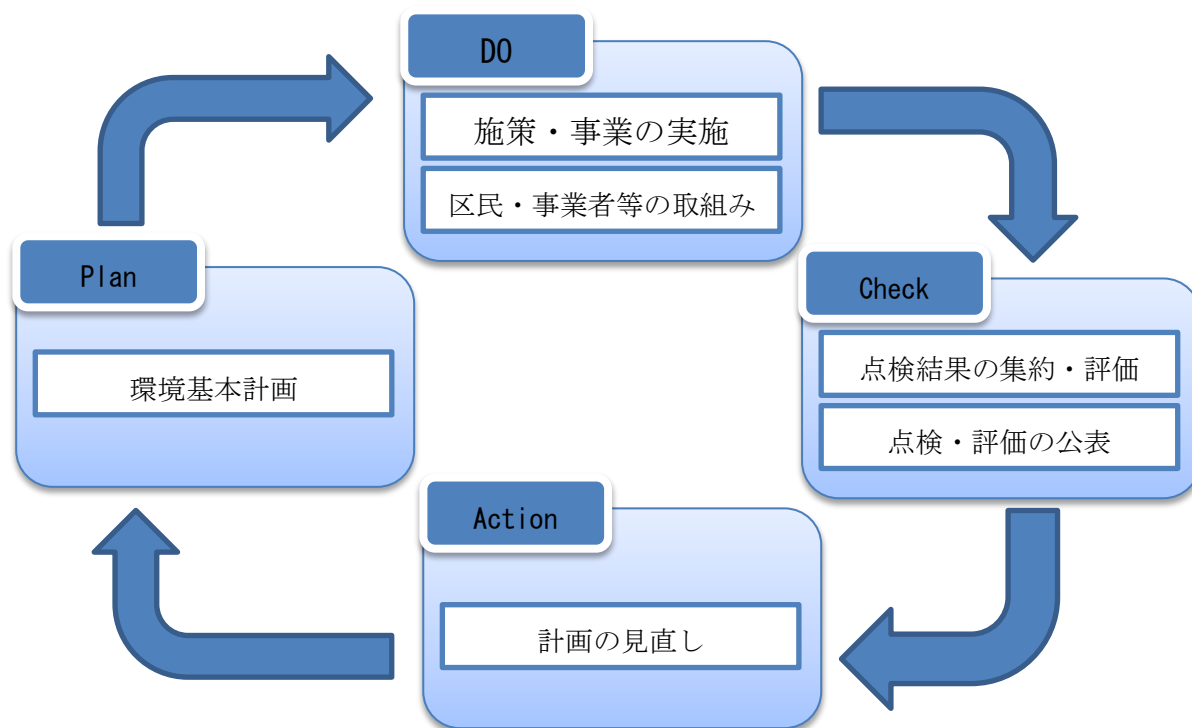
第三次足立区環境基本計画の実効性を確保するために、区民・事業者・区等による計画の推進体制を整備します。区では、庁内組織を設けて施策・事業の進捗状況の点検・評価、担当課間との調整・連携を図り、施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。



計画の推進体制

2. 進行管理の方法

第三次足立区環境基本計画の実効性を確保するために、毎年、施策がスケジュールどおり進捗しているかどうかを把握・評価し、計画の進行管理を行います。



(1) 施策・事業の点検

施策・事業は、各担当課が中心となってその推進に努めます。そして実施状況については、区の行政評価制度によって点検・評価を行い、必要に応じて施策の進め方等の見直しを行います。

(2) 目標による点検

区の行政評価制度に加えて、計画に掲げた目標により計画の推進状況を点検します。毎年、環境基本計画所管課が環境施策の実施状況を統一的な様式を用いて調査します。内容は、事業実施により得られた成果や、当初目的との乖離、今後の方針や目標値の修正であり、経年変化を追跡できるものとします。

(3) 点検結果の集約・評価

行政評価制度による評価と第三次足立区環境基本計画の目標による評価を踏まえて、必要に応じて施策や事業の見直しを行います。また、目標の点検結果を集約し、その後の重点事業の選択など、環境政策立案に活用していきます。

(4) 点検・評価結果の公表

点検・評価結果を環境審議会や議会に報告し、「足立の環境」や区のホームページ等で公表するとともに、様々な機会を通じて区民及び団体や事業者等から広く意見を聞き、得られた意見をさらに見直しに反映させます。

(5) 計画期間と見直し

第三次足立区環境基本計画の期間は、2024（平成 36）年度までとしますが、新たな環境問題や社会経済状況の変化などに柔軟に対応していくため、必要に応じて中間の見直しを実施します。

3. 目標と指標の一覧

柱 1 地球温暖化・エネルギー対策

施策群	目標	指標	2015 年度実績値	2024 年度目標
1-1 エネルギーの効率的な利用	区内のエネルギー使用量を減らす	「節電や節水など省エネルギーを心がけている」人	〇%	〇%増
1-2 低炭素なエネルギーの拡大	区内の再生可能エネルギーを増やす	区内の再生可能エネルギーに認定容量	〇kW	〇%増
1-3 CO ₂ 吸収量の増大と気候変動の影響への適応	地球温暖化の影響に備え、対策を進める	熱中症で搬送される患者数	〇人	〇%減

柱 2 循環型社会の構築

施策群	目標	指標	2015 年度実績値	2024 年度目標
2-1 廃棄物減量の推進	3R の推進と分別の徹底により廃棄物の量を減らす	1 人 1 日あたりの家庭ごみ排出量	〇kg	〇%減
2-2 持続可能な資源利用への転換	資源の循環利用を推進する	資源化率	〇%	〇%増
2-3 廃棄物の適正処理	廃棄物の適正処理向上により、区内のごみ量を減らす	区内のごみ量	〇t	〇%減

柱 3 安全安心で快適なくらしの確保

施策群	目標	指標	2015 年 度実績値	2024 年 度目標
3-1 生活環境の 保全と公害対策の 推進	公害対策を推進し、 公害苦情の相談件数 を減らす	公害苦情の相談件数	○件	○%減
3-2 快適で美し いまちづくり	まちの美化を促進す る	地域で自主的に美化 活動をしている団体 数	○団体	○%増

柱 4 自然環境・生物多様性の保全

施策群	目標	指標	2015 年 度実績値	2024 年 度目標
4-1 自然や生物 とふれあう機会の 提供	自然体験や生物とふ れあう機会の提供数 を増やす	区民が参加できる自 然体験や生物とふれ あう機会の数	○件	○%増
4-2 生物多様性 への理解と取組み の推進	生物多様性に対する 認識を高める	区内の生物調査の参 加者、あだち自然ガ イド投稿編の投稿者 数	○人	○%増
4-3 多様な生き ものが暮らす自然 環境の保全と創出	地域特性を生かし、 多様な生物が生息す る環境をつくる	生物多様性の保全に 配慮した公園の数	○件	○%増

柱 5 学びと行動のしくみづくり

施策群	目標	指標	2015 年 度実績値	2024 年 度目標
5-1 環境情報の 発信と環境意識の 向上	環境について知る機 会を提供し、環境へ の意識を高める	S N S などさまざま な手法による情報発 信回数	○回	○%増
5-2 環境学習の 推進と人材育成	環境を学ぶ機会を充 実し、「ひと」を育て る	環境学習のプログラ ム数	○人	○%増
5-3 環境保全活 動の拡大	自主的に環境配慮行 動に取り組む人を増 やし、広げていく	区民・事業者と連携 して区が実施した環 境保全事業の数	○回	○%増

行動編

(行動指針)

区民・事業者・区の行動指針

ここでは、区民や事業者が取り組むべき環境保全に関する行動や、区が事業者として率先して実施する環境保全の活動を、第三次環境基本計画の5つの柱に沿って、整理しています。区、区民、事業者が環境の保全に関して配慮すべき事項を定めています。この章を足立区環境基本条例第9条に基づく行動指針として位置付けます。

日常生活や事業活動における行動の指針として活用してください。

柱1 地球温暖化・エネルギー対策

施策群1-1 エネルギーの効率的な利用

地球温暖化対策のベースであり、もっとも効果的である取り組みは、エネルギー使用量を減らすことです。普段の行動を改めて見直し、省エネで快適な暮らし・働き方に取り組んでください。

区の率先行動

省エネ行動を実施する。

- 自然光を活用した昼間の消灯や照明器具の清掃等を実施することで、効率的に照明を利用する。
- 事務機器を節電・待機モードへ切り換える。
- 空調機器の吹き出し口の開放やフィルターをこまめに清掃することで、効率的に空調を利用する。
- 積極的な階段利用を励行する。
- ガスコンロ、湯沸かし器の温度設定の調整を行う。
- クールビズやウォームビズを実施する。
- 時間外勤務の削減に努める。
- 自動車を運転する際には、アイドリングの禁止、不用物の不積載、急発進・急加速の抑制等のエコドライブを徹底する。

省エネ設備・機器を導入する。

- LEDや高効率な空調機器等、将来のコストを考慮したエネルギー消費効率の高い機器に更新する。

公共施設の建築・改築の際に省エネ化する。

- 遮熱塗装・フィルムの導入や屋上・壁面緑化により断熱性を向上させる。
- エネルギーの見える化を検討する。

環境に配慮した交通手段を選択する。

- 自動車更新時に低公害車や電気自動車を導入する。
- 自転車や公共交通機関を利用する。
- 同一方向への利用をまとめ、自動車運行台数を減らす。

区民の行動

日常生活における省エネ行動を実施する。

- エアコンやテレビ、照明などの家電製品の無駄な使用を抑える。
- 台所、洗面所等で使うお湯の温度を控える。
- 家電製品の適切なメンテナンス（エアコンのフィルター清掃など）を行う。
- カーテン、庇（ひさし）、サーキュレーター（扇風機）の活用や積極的な緑の配置等を行い冷暖房の効果を高める。
- 車を利用する場合には、エコドライブを実践する。

省エネ設備・機器を導入する。

- 照明をLEDなどより電力消費量の少ない機器に交換する。
- 家庭用燃料電池等のコージェネレーションシステムを導入し、エネルギーを効率的に活用する。
- より省エネ・節電できる家電製品を購入する。

住宅の建築・改築の際に省エネ化する。

- 自然エネルギーを活用した住まいづくりを採用する。
- 高断熱・高気密化されたエネルギー消費のより少ない住宅を建築、選択する。
- 住宅を快適かつ最もエネルギー消費を少なくコントロールする監視・制御システム（HEMS）を導入する。

環境に配慮した交通手段を選択する。

- 環境負荷の少ない自動車（燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車など）を購入する。
- 電車やバスなどの公共交通機関を利用する。
- 使用目的などに合わせ、よりコンパクトで燃費性能の良い自動車を選択する。

事業者の行動

日常業務における省エネ行動を実施する。

- 冷暖房温度の設定を適正にする。
- クールビズ、ウォームビズを奨励する。
- 空調機のフィルターをこまめに清掃する。
- ブラインドを設置し適正に利用する。
- 廊下等の照明の間引きを行う。
- 車を利用する場合には、エコドライブを実践する。

省エネ設備や機器に更新する。

- 照明を白熱球や蛍光灯からLED電球等に交換する。
- トイレ、非常階段等の人の不在が多い場所には人感センサーを設置する。
- 省電力OA機器の採用やOA機器の省エネモード設定を徹底する。
- 熱需要を考慮の上、高効率なコージェネレーションシステム等の分散型エネルギーを導入する。

建築物を建築・改築の際に省エネ化する。

- 省エネルギー性能に関する設計目標を明確化する。
- 屋根・外壁等の断熱を強化し、高性能窓ガラスを採用する。
- 自然採光、自然通風の取り入れなど、自然エネルギーをそのまま活用する。
- 建物躯体や配管等の長寿命化を図り、環境負荷のより少ない建築物とする。
- BEMSの導入により、効率的な運用ができるようにする。

環境に配慮した交通手段を選択する。

- 遠距離出張などの際には、公共交通機関を利用する
- 環境負荷の少ない自動車（燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車など）を使用する。
- 共同配送や自家用車両の使用から営業用車両の使用への転換などによる高効率輸送を行う。

省エネ行動による具体的な効果

環境に配慮した生活によって、1年間で削減できるCO₂排出量と節約費用を紹介します。

ここに紹介した取り組みをすべて実施すると、年間360kgのCO₂の削減[※]と、光熱費2万円の節約[※]につながります。

※削減排出量、節約費用については、使用機器の性能や使い方、時期などによって異なります。参考値としてご覧ください。

■ 照明器具

白熱電球をLED電球や電球型蛍光灯に交換する 4Wの白熱電球から9WのLED電球に交換した場合	CO ₂ 削減量:約44.0kg 節約額 約2,330円/年間
点灯時間を短くする 白熱電球(54W)／蛍光ランプ(12W)1灯の点灯時間を1日1時間短くした場合。	白熱電球の場合 : CO ₂ 削減量:約9.6kg 節約額 約510円/年間 蛍光ランプの場合 : CO ₂ 削減量:約2.2kg 節約額 約110円/年間

■ ガス・石油ファンヒーター

室温を20℃に温度設定 外気温6℃の時、設定温度を21℃から20℃にした場合。	ガスファンヒーター : CO ₂ 削減量:約17.8kg 節約額:約1,050円/年間 石油ファンヒーター : CO ₂ 削減量:約25.4kg 節約額:約940円/年間
必要な時だけつける 設定温度20℃で、運転時間を1日1時間短くした場合。	ガスファンヒーター : CO ₂ 削減量:約27.6kg 節約額:約1,630円/年間 石油ファンヒーター : CO ₂ 削減量:約39.6kg 節約額:約1,460円/年間

■ エアコン

夏は 28℃に。冬は 20℃に温度設定 夏、外気温 31℃の時、冷房設定温度を 27℃から 28℃に。 冬、外気温 6℃の時、暖房設定温度を 21℃から 20℃に。 使用時間は 1 日 9 時間とした場合。	夏の場合：C O₂ 削減量：約 14.8kg 節約額：約 780 円/年間 冬の場合：C O₂ 削減量：約 26.0kg 節約額：約 1,380 円/年間
必要な時だけつける 冷房(設定温度 28℃)／暖房(設定温度 20℃)の運転時間を 1 日 1 時間短くした場合。	夏の場合：C O₂ 削減量：約 9.2kg 節約額：約 490 円/年間 冬の場合：C O₂ 削減量：約 19.9kg 節約額：約 1,050 円/年間
フィルターをこまめに掃除する フィルターを月に 2 回程度掃除した場合。	C O₂ 削減量：約 15.6kg 節約額：約 830 円/年間

■ 冷蔵庫

ものを詰め込みすぎない 詰め込んだ場合と、半分にした場合の比較。	C O₂ 削減量：約 21.4kg 節約額：約 1,130 円/年間
設定温度は適切に 周囲温度が 22℃で、設定温度を「強」から「中」にした場合。	C O₂ 削減量：約 30.2kg 節約額：約 1,600 円/年間
壁から適切な間隔で設置 冷蔵庫の上と両側が接している場合と片側が壁に接している場合の比較。	C O₂ 削減量：約 22.1kg 節約額：約 1,170 円/年間

■ 風呂

入浴は間隔をあけずに 2 時間放置により 1.5℃低下した湯 200L を追い炊きする場合。	C O₂ 削減量：約 28.6kg 節約額：約 1,690 円/年間
シャワーだけでなく浴槽入浴を取り入れる。 水温 15℃ 湯温 40℃ シャワー湯量 120/分、浴槽 2000 場合	C O₂ 削減量：約 9.3kg 節約額：約 550 円/年間

※参考資料：クール・ネット東京 東京都地球温暖化防止活動センター 家庭の省エネハンドブック (平成 28 年 3 月発行)

施策群 1-2 低炭素なエネルギーの拡大

エネルギー資源に乏しく、地震などの大規模災害が懸念される我が国においては、エネルギーの地産地消の重要性が高いと言えます。

太陽光発電や蓄電池などを活用し、家庭や事業所で低炭素なエネルギーをつくり、有効活用してください。

区の率先行動

- 区施設において、太陽エネルギー利用機器を率先導入する。
- 区施設の大規模改修や新築に合わせて、多様なエネルギーの導入可能性を検討する。
- 区施設で使う電力は、環境負荷の小さい電力を選択する。
- 水素社会の動向を注視しつつ、燃料電池車や燃料電池などの率先導入を検討する。

区民の行動

- 太陽光発電設備や太陽熱温水器などを設置する。
- 蓄電池を導入し、エネルギー利用の効率を高めるとともに、大規模災害などの緊急時に備える。
- 電力会社を選ぶときに、再生可能エネルギーによる発電割合など環境に関する情報についても考慮する。

事業者の行動

- 太陽光発電、太陽熱利用など、再生可能エネルギーの導入を図る。
- 電気や燃料などのエネルギーを購入する際、低炭素なエネルギーの選択に配慮する。
- グリーン電力証書を活用し、再生可能エネルギー由来の電力を使用する。
- 周辺の未利用エネルギー源（清掃工場排熱、下水処理施設排熱、変電所排熱、地下鉄排熱など）を調査し、未利用エネルギーの活用を図る。
- 環境負荷の低減や非常時対応等の観点から、燃料電池車や燃料電池の導入に努める。

施策群 1-3 CO₂吸収量の増大と気候変動の影響への適応

近年、地球温暖化の影響は気温の上昇や集中豪雨などの極端な気象現象として表れつつあります。これらは、健康被害や災害という形でわれわれの暮らしや事業に大きな影響を及ぼすものです。

この気候変動による影響を正しく理解し、それに適応した生活や事業活動を行い、気候変動に備えることが重要です。

区の率先行動

- 公共施設の緑化やみどりのカーテンの設置に取り組む。
- 温室効果ガスの吸収作用が大きくなるような樹木管理を実施する。
- 公共施設の利用者が快適に過ごせるよう、緑陰などのクールスポットを創出する。
- 区内に地球温暖化や極端な気候の増加が与える影響を分析・理解・共有し、防災、健康、農業など全庁的な課題として対策に取り組む。
- 職員やイベント参加者等への熱中症対策を徹底する。
- 森林の吸収量によるカーボンオフセットの活用や、新築公共施設への木材活用により、森林のCO₂吸収作用を維持・増大を支援する。

区民の行動

- 暑さを緩和する打ち水等を実施する。
- 屋内・屋外に限らず、よしずやすだれなどの昔ながらの涼しく過ごす工夫と、空調機器を適度に使用して、熱中症対策に取り組む。

事業者の行動

- 暑さを緩和する打ち水等を実施する。
- 社員や自らが主催するイベントなどにおける熱中症対策を徹底する。
- 事業所の整備や開発行為等において、舗装材や緑化方法の工夫などにより、夏の体感温度を下げることに努める。
- 森林の吸収量によるカーボンオフセットの活用や、新築事業所への木材活用により、森林のCO₂吸収作用を維持・増大を支援する。

柱 2 循環型社会の構築

施策群 2-1 廃棄物減量の推進

廃棄物の焼却や埋め立ては、環境への負担が大きいことから、「ごみを減らす」ことが必要不可欠です。

日常生活のあらゆる場面において、「ごみを出さない」ことを意識して行動してください。

区の率先行動

- 建設工事における廃棄物の発生をできる限り抑え、資源ロス削減を図る。
- 建築物の計画に当たっては、補修又は改修しやすい構造にするなど、建物の長寿命化を図るよう設計する。
- ごみの持ち帰りに取り組む。
- ペーパーレス化を励行する。
- 両面印刷や縮小印刷、裏紙利用などによりコピー用紙の利用を削減する。

区民の行動

- マイバッグを持参し、簡易包装を選択する。
- 食べ残しをせず、本当に必要なものだけを購入し、食品ロスの削減に努める。

事業者の行動

- 建設工事における廃棄物の発生をできる限り抑え、資源ロス削減を図る。
- 建築物の計画に当たっては、補修又は改修しやすい構造にするなど、建物の長寿命化を図るよう設計する。
- 小売店などでは、梱包材、容器包装等の減量化に努める。
- 飲食店などでは、食品ロスの削減に努める。
- ペーパーレス化を励行する。
- 両面印刷や縮小印刷、裏紙利用などによりコピー用紙の利用を削減する。

施策群 2-2 持続可能な資源利用への転換

資源に乏しい我が国では、限られた資源を有効に活用することが欠かせません。

区民と事業者が一体となってリユースやリサイクルに取り組み、「循環」を意識した行動が重要です。

区の率先行動

- 雨水を植栽、花壇、打ち水へ利用する。
- 公共施設の新築・改修時には中水利用を検討する。
- 節水機器の導入と日常的な節水励行に取り組む。
- 水もれ点検を徹底する。
- 全庁的なリユース制度の拡充を行う。

区民の行動

- フリーマーケットやリサイクル店などを活用し、使えるものはできる限りリユース（再利用）する。
- 長持ちする、リサイクルしやすい、廃棄したときに環境に負荷を与えにくい製品を購入する。
- 家電リサイクル法を守り、小型家電の回収に協力する。
- 水の使い方の工夫や節水機器の導入などにより、使用量を減らす。
- 雨水の利用を進める。

事業者の行動

- 建設副産物は、徹底的に分別し再利用に努める。
- 再生砕石や再生骨材コンクリート、再生資材など、低炭素・自然共生・循環型の建設資材や物品等を選択する。
- 仮設の施設等は再利用ができるような資材の選択、構造、利用の仕組みを考え、エコマテリアルを積極的に利用する。
- 長持ちする、リサイクルしやすい、廃棄したときに環境に負荷を与えにくい製品を購入（グリーン購入）する。
- 使用済製品・容器包装等の回収に努める。
- 製品の設計から生産、使用、廃棄及び再利用までのライフサイクル全体を通じて環境に配慮した製品の製造、販売に努める。
- 水の使い方の工夫や節水機器の導入により、使用量を減らす。
- 雨水浸透ますを設置し、雨水を地下に浸透させる。
- 再生水の利用など、水の利活用を進める。

施策群 2-3 廃棄物の適正処理

廃棄物を適正に処理することで、処理によって発生する汚染物質や処理に必要なエネルギーを大幅に削減することができます。また、ごみ出しルールへの順守やごみ集積所の美化などは、清潔で快適な暮らしに欠かせません。

区民、事業者ともに、ごみを出す際、最後まで責任を持った適切な行動が重要となります。

区の率先行動

- ごみ箱を分ける
- 分別基準をわかりやすく表示する。

区民の行動

- ごみの分別を徹底し、リサイクル回収に参加する。
- ごみ出しのルールを守り、ごみ集積所の美化に努める。
- 解体や改築から生じる廃棄物のリサイクル・処分が適切に行われるよう配慮する。

事業者の行動

- 適正処理に必要な費用を確保し、責任を持って適正に処理する。
- 分別を徹底し、再使用、再生利用に努める。
- 産業廃棄物処理を処理業者に委託する場合には、委託業者による処分が適切に行われていることを確認する
- 産業廃棄物処理業者の優良性基準適合認定制度の認定事業者（産廃エキスパート、産廃プロフェッショナル）を選択するなど、廃棄物の適正処理の確保を図る。

柱3 安全安心で快適なくらしの確保

施策群3-1 生活環境の保全と公害対策の推進

大気汚染や騒音、振動、悪臭などは、生活の身近なところにおいても発生しています。

自らの行動を振り返り、近隣への迷惑が掛からないよう行動を改めるとともに、事業者においては適切な対応が重要となります。

区の率先行動

- 公共事業等における騒音・振動・悪臭等の発生を防止する。

区民の行動

- 音響機器やペットの鳴き声、早朝・深夜のオートバイや自動車利用などで、近隣に迷惑をかけない。
- 殺虫剤や農薬等の使用を抑制し、使用する場合には安全な製品を選択・使用する。
- 洗剤等の過剰使用への配慮や、油や残渣などが混ざった雑排水の抑制に努める。
- 住宅を建築・改築、購入する際には、騒音・振動、悪臭を発生させないように努める。
- 自宅でごみの焼却はしない。

事業者の行動

- VOC排出の少ない塗料など、大気汚染の発生原因になる成分が少ない製品を積極的に利用する。
- 工事等を実施する際は、近隣住民等の生活に配慮する。
- 環境負荷の少ない燃料使用、熱源システムへの転換を進める。
- ボイラーなどの大気汚染物質を発生させる機器を設置する際には、より環境性能の高い機器を選択する。
- 化学物質の排出削減を図り、化学物質の適正管理を行う。
- 騒音・振動を発生させる機器や自動車（配送車等）、拡声器等の使用を抑制するとともに、使用する場合には、周辺に影響を及ぼさない措置を講じる。
- ネオンや照明などは必要最小限にする。
- 工場、事業所等における騒音・振動及び悪臭の発生源については、密閉性の高い建屋内に設置するなど周辺に影響を及ぼさない措置を講じる。

施策群 3-2 快適で美しいまちづくり

まちの美化は、快適で安心安全な暮らしを実現する第一歩と言えます。

住宅・事業所の周辺を美しく保ち、公共空間をきれいに利用することが重要です。

区の率先行動

- 地域の美化活動などに積極的に参加する。
- 区施設の内外を美しく保ち、来訪者が気持ちよく過ごせるように努める。
- 区施設の新設、改修時には、周辺景観との調和等に配慮する。

区民の行動

- 住宅を建築・改築、購入する際には、周辺景観との調和等に配慮する。
- 隣家等への日照障害に配慮する。
- 自らが所有する家屋や土地周辺の美化に努める。
- ペットのふんはきちんと持ち帰る。
- 空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨てをしない。
- 地域の美化活動等に積極的に参加する。

事業者の行動

- 事業所等を設置、増改築する際には、景観等に配慮する。
- 事業所周辺の美化に努める。
- 地域の美化活動等に積極的に参加する。

柱 4 自然環境・生物多様性の保全

施策群 4-1 自然や生物とふれあう機会の提供

足立区は、自然や生物とふれあうことができる川や各種の公園などに恵まれた都市です。意外と知らない人も多いので、これらを積極的に活用するだけでなく、お気に入りの施設やスポットの情報を共有することも重要です。

区の率先行動

- 関係機関等と連携しながら、自然や生物とふれあう機会を提供するとともに、その情報の周知に努める。

区民の行動

- 区等が提供する機会を積極的に利用するとともに、家族や地域等でその情報を共有する。

事業者の行動

- 区等の機会の提供やその情報発信に協力する。
- 社員研修や厚生行事、CSR等により、自然や生物とふれあう機会を活用する。
- 農地の保全や有効活用に取り組む。

施策群 4-2 生物多様性への理解と取組みの推進

「生物多様性」という言葉は難しく感じますが、実はわれわれの日常生活に非常に関係が深い言葉です。よく耳にする「自然の恵み」という言葉を「生物多様性の恵み」と置き換えるとわかりやすいかもしれません。

この生物多様性とわれわれの生活や事業との関連性を理解し、まずは身近なことから取り組み、区が提供するプログラムや機会などに参加しながら、段階的に取り組みの幅を広げていくことが重要です。

区の率先行動

- 職員向け生物多様性講座を開催・参加し、生物多様性への理解を深める。
- 衣食住や健康など、さまざまな業務と生物多様性を絡め、区民向けキャンペーンを展開する。
- 生物多様性への配慮した公園や街路樹の整備・管理を実施する。
- 区施設に植えられた樹木や、飛来する昆虫や鳥などに興味関心を持つ。

区民の行動

- 自宅周辺や通勤・通学路に植えられた樹木や、飛来する昆虫や鳥などに興味関心を持つ。
- 食事の際、生物多様性の恵みにも感謝する。
- 地産地消が生物多様性の保全に貢献することを理解し、より身近で生産された野菜や果物などを購入する。
- 旅行先などで、安易に生物の持ち帰りや持ち込みをしない。
- ペットは最後まで責任を持って飼う。
- 自然観察会や生物調査、各種イベント等に積極的に参加する。

事業者の行動

- 自らの業務と生物多様性の関係性を理解し、製品の原材料の調達などにおいて、生態系への影響が少ないものを選択する。
- 社員や顧客に対して、自社の業務と生物多様性の関係性をわかりやすく発信し、生物多様性を身近なものとして捉えるための支援をする。
- 観察会や調査、各種イベント等に、地域の一員として積極的に参加する。

施策群 4-3 多様な生きものが暮らす自然環境の保全と創出

足立区のような都会においても、多様な生きものが暮らす環境は存在し、それを作り出すことも可能です。

今ある自然環境を大切に保全するとともに、庭先やベランダなど、ちょっとした空間を活用して、足立区の昔ながらの自然を再現し、いろいろな生きものが利用できる環境を作ることが重要です。

区の率先行動

- 緑化における生物多様性の保全を実施する。
- 工事を伴う事業においては、生物多様性に配慮した計画、設計、施工を行うとともに、取り組み効果の把握に努める。

区民の行動

- 庭やベランダ、玄関、屋上などで樹木や草花を育てる。
- 育てる樹木や草花について、足立区の自然の特徴にあった種類を選択する。
- 自然公園や里山などで景観や自然の素晴らしさを体感するとともに、保全活動に参加する。
- 行政・企業等が行う保全活動・ボランティアに積極的に参加する。

事業者の行動

- 新たに植栽を行う際には、緑の量を十分確保するよう努める。
- 屋上、壁面緑化など、緑の積極的な配置に努める。
- 面的な開発行為等を行う場合には、生物多様性に配慮した緑の保全・創出を図り、緑のネットワーク化を進める。
- 地域の自然環境保全活動などに積極的に参加する。
- 事業所の建設や開発事業を実施する際は、国の認定制度を積極的に活用する。

区内で生物多様性を楽しみながら実感できる施設

■桑袋ビオトープ公園

もともとあった足立の自然の姿をとりもどそうと、桑袋小学校跡地に 2005 年につくられた公園です。この公園では人の手によって生き物を持ち込むのではなく、環境を整えることで生き物たちが自然と集まり暮らす、地域のビオトープとなる場所をめざしています。

園内には綾瀬川や身近な生き物について楽しく学べる「あやせ川清流館」も併設されており、区民の方々と一緒に、人と生き物の環境づくりと、豊かな自然を利用した環境教育の仕組みづくりを行っています。



＜桑袋ビオトープ公園地図＞

■足立区生物園

生物園は、都市化により失われゆく自然の生きものたちとの『ふれあいの場』です。

『いのち』の営みを続ける生きものたちとの、心温まる交流を通じて、生命のすばらしさ、尊さを存分に感じてください。

自然環境の大切さ、自然との『共生』について考えるきっかけになるはずです。



＜足立区生物園内の様子＞

柱5 学びと行動のしくみづくり

施策群 5-1 環境情報の発信と環境意識の向上

環境に関する情報の多くは、目にする機会が限られていることが実態です。

よりわかりやすく情報を発信するとともに、区民や事業者間で情報をシェアしながら、環境保全の取り組みを根付かせていくことが重要です。

区の率先行動

- 職員ひとりひとりの環境意識の向上を図る。
- 自らの業務における環境に関連した情報を整理し、庁内外に発信する。

区民の行動

- 区などが発信する環境情報に興味を持ち、家族や友人、地域などでシェアする。
- 区などが実施する調査に協力する。
- 「地球にやさしいひと」になるために、自分ができること、すべきことを考え、周りの人を巻き込みながら自分なりに実践する。

事業者の行動

- 自社に関連する環境情報について、地域住民等への積極的な開示に努める。
- 事故等により環境に影響を与える可能性がある事業者は、緊急時の体制を整えとともに、事案が発生した場合には迅速な対策と適切な情報開示を行う。
- 事業所内で、区などが発信する環境情報を発信・シェアし、職員の環境意識向上に努める。

施策群 5-2 環境学習の推進と人材育成

区では、世代や立場に関係なく、だれもが環境学習に取り組むことができるような仕組みやプログラムを用意しています。

これらを積極的に活用して知識や経験を蓄積し、自らの生活や事業にフィードバックすることが重要です。

また、一定の知識や経験を獲得したあとは、地域や会社のみんなを巻き込みながら活動を拡大する「リーダー」にステップアップして下さい。

区の率先行動

- 職員向けの学ぶ機会を設け、それを積極的に活用する。
- 民間や他自治体が実施するイベントやプログラム等に積極的に参加し、環境学習や人材育成の方法について学ぶ。
- 区内の人材や先進的な事業者などについて、庁内全体で情報のストックと共有を図る。

区民の行動

- 区内の学習・体験拠点を積極的に活用する。
- 区が提供する機会やプログラムを活用し、子どもの頃から環境保全の取り組みを習慣化させる。
- 学校や地域ぐるみの取り組みに積極的に参加する。
- 自らの興味関心や経歴を活かし、地域の環境保全活動を支援する。

事業者の行動

- 区が提供する機会やプログラムを活用し、従業員への環境学習に取り組む。
- 自社の技術、製品などを活用し、区などが実施する環境学習を支援する。
- 事業所内の環境リーダーを育成し、社内の環境保全活動を活発化する。
- 社員研修や厚生行事、CSR等により、自然や生物とふれあう機会を活用する。
- 自らの生業と環境の関係性を理解し、製品の原材料の調達や各種事業活動において、環境への影響を抑制する。

施策群 5-3 環境保全活動の拡大

環境の保全には、ひとりひとりの行動の積み重ねが重要です。さらに、このひとりひとりの行動が「つながり」を生むことで、その効果は飛躍的に大きく育っていきます。

家族から地域へ、社内から社外へと輪を広げ、それぞれが強みと弱みを補いあいながら「協創力」を発揮していくことが重要です。

区の率先行動

- 区が主催するイベントやプログラム等において、区民リーダーや地域団体、事業者等と積極的に連携する。
- 庁内の情報共有を密にし、分野横断的に環境保全活動に取り組む。
- 事業者や区民のマッチングなど、コーディネーターとしての役割を担う。

区民の行動

- 地域ぐるみ、マンションぐるみ、学校ぐるみなど、世代や立場を超えた環境保全活動の企画・運営・参加をする。
- 自分の獲得した情報、知識、技術などを家族、友人などにシェアし、環境保全の取り組みを拡大していく。
- 環境保全活動に積極的な事業者の製品やサービスを選択する。

事業者の行動

- エコ活動ネットワーク（足立）に参加し、他事業者や地域団体、区との連携を深める。
- 業界団体や商店街など、既存の事業者ネットワークを活用し、環境情報の共有・発信や環境保全活動に取り組む。
- 自社の先進的な環境保全活動を積極的にPRし、他事業者に水平展開を図る。
- 環境学習や地域の環境保全活動に、自社の強みを生かした人材を派遣する。
- 環境活動を行う団体への支持・支援を行う。